

京都大學經濟學會

經濟論叢

第六十(一)卷 第六號

イギリス労働者階級窮乏化の一斷面……………岸本英太郎

イギリス炭鐵業と労働者階級……………前川嘉一

トーマス「初期工場立法」……………片岡昇

昭和二十六年十二月

イギリス炭鑛業と勞働者階級

——第一次大戰後の國有化斗争をめぐるつて——

一 は し が ち

前 川 嘉

英國勞働黨は第二次大戰後イングランド銀行、炭鑛業、鐵鋼業、民間航空業、電氣通信業、放送業、保險業等の國有化計畫を發表し、いち早く四六年三月イングランド銀行を四六年十一月より放送事業を、更に四七年一月には炭鑛業と民間航空業、電氣通信業を國有化した。しかしこれらの勞働黨政府による社會化の本質について、或いはこれを社會主義への過程とみなし、或いは獨占資本再編成の一形態と考へ、或いは社會主義的政策と資本主義的政策の二面性を有する過渡的形態と論ぜられている。

いうまでもなく國有化が第二次大戰後實施されたのは、過去の長い國有化をめぐる階級斗争の歴史的所産として考へねばならない。しかし勞働黨による現實の社會化政策に對する勞働者階級の批判は冷厳である。これは勞働黨の國有化政策と、自己の生活から生んだ勞働者階級の國有化理念との背離に基くものであり、生産手段の國家所有と共に常に主張されてきた民主的管理なる勞働者の要求を犠牲にして、勞働黨が現實と妥協したからに他

ならない。過去、苦澁にみちた國有化をめぐる斗争は常に労働指導者の現實的妥協で終始され、その結果労働黨による政府樹立の時期を、國有化實現の時期として労働大衆に期待せしめ、長期に互る忍耐と犠牲を強いて來た。にも拘らず實現された國有化政策は再び現實的妥協の産物にすぎなかつたのである。如何に過去の國有化斗争に於て労働者の堅持していた理念と現在の政策が背離するか、現實的妥協とは何を意味するか、これらを見ることは英國國有化政策の本質を明らかにする重要な視點を與えるものである。従つて第一次大戰後の一般的危機の段階に於て行われた炭鑛國有化斗争過程、即ち一九一九、二〇、二一年の三年に互る斗争過程を分析する所以である。

一般的危機は勞資の對立を激化せしめる。この時期に於て英國労働者階級が如何に運動を展開したか、當時の英國労働運動の支柱であつた炭鑛労働者の斗争によつてこれを考え、その斗争過程に於て英國労働運動の性格を明らかならしめたい。これ小論の意圖する第二點である。特にこの場合、労働指導者と労働大衆の關係を視點に分析を行う。尙炭鑛労働者の階級斗争を考うに先立ち英國炭鑛業の諸問題を考察する。

註(1)「英國産業の國有化」大野雄二郎氏、「國有化とイギリス労働黨をめぐる」遠藤湘吉氏、「イギリス炭鑛業國有化について」中林賢二郎氏、「英國炭鑛の國有」角田豊氏、「英國社會主義の限界」中村金治氏、「社會主義化の速度について」脇村義太郎氏、「國有化政策の意義と條件」吉田義三氏、「資本主義經濟計畫」豊崎稔氏、「イギリスの社會と労働階級」隅谷三喜男氏等の諸論文がある。

尙英國炭鑛國有化について労働黨の果した役割は大きい。しかしこれは別の機會に考察し、本論では主として労働組合運動の觀點から取り上げる。(本論の傍點はすべて前川)

二 英國炭鑛業の構造

英國勞働黨によつて第二次大戰後いち早く實施された炭鑛の國有は、經濟界に「效率」(efficient)として意味づけられ、社會主義者には「公共の利益」(public interest)として判斷された。¹⁾如何に國有化を意味づけるにしてもそれは資本制生産の一般的危機に於て問題とされ、炭鑛業の資本と勞働の對抗關係の強化によつて提起された問題である。即ち第一次大戰後の資本主義の一般的危機という、現實の事態に基く炭鑛資本家階級と勞働者階級の不可避的に生じた階級斗争の問題として現われた。²⁾炭鑛國有化の問題は單に純粹に經濟的のものとしてでなく、社會、政治の問題として考えなければならぬ。従つて英國炭鑛業の經濟分析も國有化斗争への契機としての問題點の析出に限定する。

註(1) A. Beacham : The present position of the coal industry in Great Britain. The Economic Journal, No. 234, March 1950. p. 9.

(2) 國有化の理念はいうまでもなく近代社會主義思想の發生とともに現われる。(この點については青山經濟論集第二卷第二號阿部源一氏、イギリスの國有化計畫の理論と實現参照)。

Harold Cox は國有化の要求は現在の事態より生れたものでなく、社會問題の理想的解決として國有化のための理論的先入観から生れたとするが、(Harold Cox : The Coal Industry, Danger of Nationalisation, 1919.) 國有化が勞働者階級の現實的問題として現われたのは第一次戦後の一般的危機の段階である。しかし國有化闘争がそれ以前の歴史的所産であることを聊かも否定するものではない。

(3) Allen Hunt : The condition of the working class in Britain, 1933, p. 1. Harold Cox : The Coal Industry, Danger of Nationalisation, 1919, p. 1.

第二次大戦後國有化實施に當り、資本家階級は純粹に經濟的立場で國有化を考へようとしている。即ち一九四九年七月、工業聯合社社長の營業報告はこれを端的に示している。「……自由企業に對する國有化の問題を政治の圏外に立たしめよ、凡そどの産業の國有化も最高權力による解決の問題でないこと、またある産業は國有に適するが絶對多數で反對あるものは民有に残しておくべきこと、また各産業の國有化問題はその效率及びその特殊事情や條件に則して判斷せられねばならぬこと」はつきり承認せよ。……」(調査月報第三九號、第二號掲載)

(一) 産業構造上の炭鑛業の地位

英國の炭鑛業は七世紀前にまで遡るほど歴史は古い、それが英國産業構造上、特に重要性を帯びてきたのは一七九〇年以降であつて、鐵鋼業に於いてのバッドル法による石炭使用、ワット (James Watt) の蒸氣機關の發明等を契機に産業革命を通じて發展した。英國近代産業は石炭を廉價生産し、それを原資材生産に投じ、それを輸出し得る能力を産業發展の最高の基礎とした。このことは次の表示によつて明かである。英國近代産業の構造は船舶の大所有廉價な石炭の上に立つと稱せ

英國石炭使用配分表

使用用途	1913	1923	1913	1923
家庭用	32.5 ¹⁰⁰	33.50 ^{高トン}	18.2 [%]	19.9
ガス産業	16.7	15.37	9.1	9.1
電氣事業	4.9	7.24	2.7	4.3
鐵道用	13.2	13.33	7.2	7.9
船舶用	1.9	1.16	1.0	0.7
炭坑用	18.0	16.85	9.8	10.0
坑夫用	5.8	6.47	3.2	3.8
製鐵業	21.2	14.43	11.5	8.5
一般製造工業	68.6	60.42	37.3	35.8
計	183.8	163.76	100.0	100.0

Report of the Royal Commission on the coal industry. 1925. p. 15.

られる所以である。²⁾

英國石炭輸出量

年度	生産量	輸出量	輸出率 量率比
1895	189,965,562 ^{トン}	31,714,905 ^{トン}	17%
1900	225,170,163	43,946,922	20
1905	236,111,150	47,378,942	20
1910	264,417,588	62,085,476	23
1911	271,878,124	64,599,266	24
1912	260,398,578	64,444,395	25
1913	287,411,896	73,400,118	26
1914	265,543,030	59,038,880	22
1915	253,179,446	43,534,560	17
1916	256,348,351	38,351,553	15
1917	248,473,119	34,995,787	14
1918	227,714,579	31,752,904	14
1919	229,743,128	35,249,578	15
1920	229,503,435	24,931,853	11
1921	164,354,100	22,660,552	15

Finlay A. Gibson : A compilation of the statistics of the coal mining industry of the United Kingdom. The various coalfields thereof and the principal foreign countries of the world. 1922. p. 78.

炭鑛業は英國國內産業の基礎としての役割を擔う許りでなく、輸出産業としても重要な地位を保つものである。(石炭の輸出は輸出額の點からみても全體の一〇%を占る³⁾) 更に基幹産業としての炭鑛業の重要性は雇用量の點からみても言ひ得られる。

右表によつて明らかなように炭鑛業雇用人口の占める割合は全體の六%を占め、單一産業としては農業ととも大きい。(金屬工業の中では鑛鑛業の八八七萬人、五・一%、織維工業では木工綿業の五九六萬人、三・五%、何れも一九二

英國産業別雇用人口

産業別	1891	1901	1911	1921	1891	1901	1911	1921
全人口	33,028,172	36,999,946	40,831,396	42,769,196				
10歳以上	22,054,000	25,324,000	28,519,000	31,046,000	一萬人中各産業に於ての雇用数割合			
雇用全數 (10歳以上)	12,752,000	14,329,000	16,284,000	17,178,000	10,000	10,000	10,000	10,000
水産業	25,000	24,000	29,000	40,000	20	17	18	25
農業	1,285,000	1,198,000	1,230,000	1,124,000	1,008	836	755	654
鑛業	630,000	791,000	1,127,000	1,286,000	494	552	692	749
炭鑛業	517,000	644,000	971,000	1,133,000	406	449	596	659
化學工業	47,000	671,000	133,000	198,000	37	47	81	115
金屬工業	941,000	1,232,000	1,516,000	2,126,000	738	860	931	1,237
纖維工業	1,058,000	995,000	1,174,000	1,142,000	830	694	721	665
皮革工業	74,000	79,000	87,000	80,000	58	55	53	47
被服工業	?	1,052,000	1,050,000	815,000	?	715	645	474
食糧品工業	?	217,000	337,000	378,000	?	151	207	220
建築業	?	1,052,000	861,000	758,000	?	734	529	442
交通	?	?	1,127,000	1,204,000	?	?	692	701
官吏	?	?	414,000	647,000	?	?	254	377
公吏	?	?	439,000	689,000	?	?	300	401
個人業	?	?	2,452,000	2,025,000	?	?	1,506	1,179

Committee on industry and trade survey of industrial regulation. 1926. pp. 418—420. 但し全人口数は同書 p. 56.

一年度が最も多い。

以上によつて炭鑛業の英國經濟に於ける基幹産業としての重要性を知り得る。唯、かくの如く炭鑛業が發展したのは第一に自然的條件の有利に即ち鐵鑛脈、産業地域に炭鑛が接近していたこと、第二に他の産業に對する特殊の地位に原動力の供給源としての地位を保有していたこと、第三に廉價勞働力の上に立ち得たこと、以上の諸點を看過することは出來ない。

炭鑛業が英國資本主義の基礎産業であるだけに第一次大戰後立たされた危機は深刻であつた。勿論これには主要生産諸國の過剰生産による外に、市場の一般的狹隘、恐慌と獨占の結合による市場の限定、石炭に代る石油、電氣の發展等の諸因子が作用するが、基本的には英國炭鑛業のもつ生産構造自體に求めねばならない。

註(1) 英國に於て石炭は十三世紀當初ニューバットル、及びノーザムバールランドの諸地方で僧侶によつて發掘され始め、十三世紀末には急速に擴り、殆んど現在の炭坑で採炭された。當時は鹽、石炭の生産、鍛冶に使用された模様である。炭鑛業が實質的に最初發展したのはエリザベス (Elizabeth, 1558—1603) ジェームズ (James, 1603—1625) 治世下である。これは木材價格の非常な騰貴(普通物價の三倍)に原因する。しかし近代産業として發展したのは産業革命を通じてであつた。(R. Page Arnot: *The Miner*, 1949, pp. 19—30)

即ち James Watt のメカニスム・エンジン(一七六四年)による鑛山でのポンプ使用、一七六六年クラネーヂ兄弟の反射鏡發明(石炭使用)一七三年のオニオンズのバッドル法一七八四年のコートのバッドル法發明により一七九〇年代より鐵鑛業に石炭が使用され始めた。主要炭坑地生産量の推移は次頁表示の通りである。

- (2) *Problems of Labour and Industry in Great Britain, France and Italy*. Report of the European Commission of the National Industrial Conference Board, 1919, p. 343.
- (3) *Report of the Royal Commission of the Coal Industry*. Vol. I, 1925, p. 3.

(5) (4)

主要炭坑地別年生産量 (單位1,000トン)

炭坑	1551—60	1681—90	1781—90	1901—10
Durham and Northumberland	65	1,225	3,000	50,000
Scotland	40	475	1,600	37,000
Wales	20	200	800	50,000
Midlands	65	850	4,000	100,180
Cumberland	6	100	500	2,120
Kingswood Chase	6	100	140	1,100
Somerset	4		140	
Forest of Dean	3	25	90	1,310
Devon and Ireland	1	7	25	200
Total	210	2,982	10,295	241,910

イギリス炭鑛業と労働者階級

Midland は Yorks, Lancs, Cheshire, Derby, Notts, Salop, Staffs, Warwickshire, Leicestershire, Worcestershire を含む。
 R. Page Arnot : The Miner. 1949. p. 22.

Committee on the industry and trade survey of industrial regulation. 1926. p. 418.
 Allen Hunt : The Condition of the Working Class in Britain. 1933. p. 2.

(1) 炭鑛業生産機構の諸問題

(A) 鑛區使用料 (Royalty)

土地所有權者が、石炭採掘權として産業資本家から得る使用料が鑛區使用料である。これは一五六八年のエリザベス女王と“Duck of Northumberland”との間の所謂“Great Case of Mines”¹⁾より制定された制度であつて、以來英國に於いては個々の炭鑛業者は個々の土地所有者と交渉し、一定の使用料を支拂つて企業を行つてゐる。鑛區使用權が地表所有者に歸し、國家にないのはアメリカは別としてむしろ例外的である。²⁾かかる封建的殘滓制度は炭鑛業の生産方法について著しく經濟的阻害條件となり、又勞働條件を劣惡化するものとして現われた。さて鑛區使用料についての問題は次の諸點にあると考へられる。第一に鑛區採掘權が地表權者に歸してゐることが、炭坑境界線と關聯し企業規模を零細化ならしめる。³⁾第二に坑道の延長、曲折を餘儀なくせしめ、従つて固定資本投下の増大となり、又坑道の長いことが勞働強化の重要な一因となる。⁴⁾第三に鑛區使用料は生産量に従つて定められ、炭鑛勞働者の成果にかかつてゐる。⁵⁾第四に所有者間の境界にあたる炭鑛に石炭が殘置される。⁶⁾

鑛區使用料は英國炭鑛業の生産諸條件を規定する最も重要なものであるとともに、炭鑛勞資間の抗争の原因となつた。鑛區所有料は鑛區所有者にとつては繁榮の基礎であり、従つて彼等は十九世紀末以來その權利保持に努力してきた。⁷⁾しかし反面、炭鑛勞働者にとつては資本主義制度の缺陷以外の何ものでもなかつた。かくして鑛區使用料は英國炭鑛業發展の阻害的要因であり、勞働者階級による國有化斗争を提起する重要な問題ともなつた。

註(1) 最初採掘權はイングランド、ウェールズでは國王に賦與されてゐた。一五六八年 Right Crown & private landowner が

衝突し、判決は金銀のみが王權だ、他は個人に歸せられた。鑛區使用料の起源、性格については次の書に紹介されている。

Report of the Royal Commission of the Coal Industry. Vol. I. 1925. p. 74.

R. H. Tawney : The British Labour Movement. 1925. p. 65.

英國炭坑國有問題東亞經濟調査局 岡田豊氏

(6) Report of the Royal Commission in the coal industry. Vol. 3. 1925. Appendix No. 24. Foreign Royalties. pp. 280—284.

これによれば、フランス・ドイツ・ポーランド・スペイン・インドは國家に歸し、ベルギーは地表所有權者たるも探掘には國家の許可が必要である。アメリカは個人所有。

(3) ロイヤルティをとりて炭坑業者に鑛區使用權を貸してゐる土地所有者は約四〇〇〇。即ち英國の石炭埋藏量は四〇〇〇〇の所有者に分れて、三、二五〇の炭坑がある。

R. H. Tawney : the British Labour Movement. p. 65. 1925.

(4) The Miner's Federation of Great Britain による調査をよびて the Royal Commission in the coal industry (の報告) は例へば次のとおりである。(Cumberland, Durham, and Northumberland 等)

尙勞働者の不平として主として高温度と換氣不備をあげてゐる。

Report of the Royal Commission of the coal industry. Vol. 3. Appendix No. 40, 1925, p. 352.

坑道距離及所要時間

地方番號	距離 (ヤ-ヤ)	所有時間 (分)
1	3,498	50
2	2,694	38
3	2,430	34
4	3,850	54
5	4,305	61
6	3,420	48
7	4,137	58
8	2,092	29
10	1,265	18
11	1,138	16
12	1,788	25
13	1,264	37
14	3,112	44
15	2,337	23
16	359	5.1
17	1,205	17
18	1,067	15
19	1,304	18
20	2,293	32
21	2,140	30
22	2,584	37
23	2,756	39
24	2,744	39
25	770	10
26	1,082	15

- (5) 鑛區使用料はトン當りの形をとり一年きめ、又は短期契約で支拂われる。(Report of the Royal Commission on the coal industry, Vol. 1, p. 74, 1925.)
- 所有者によつて異なる大體トン當り、四一一〇片、一九一八年中は支拂われた額は五九六〇、三六五磅(Frank Hodges : Nationalisation of the mines, p. 27, 1920.)
- (6) Frank Hodges は境界に残存されてゐる埋藏量を 3,500,000~4,000,000,000 トンと指摘している。(Frank Hodges : Nationalisation of the mines, 1920, p. 28.)
- (7) 一八九四年の Mr. Woods の鑛區使用料廢止運動に對し Royal Commission は鑛區使用料につゞて次の如く報告してゐる。「鑛區使用料は英國の鑛山資源の一般的發展及び外國との石炭輸出貿易を妨害しなかつたといふのがわれわれの意見である。」(Harold Cox : The Coal Industry, 1919, p. 2.)

(B) 炭鑛業の不均等發展——一般的な零細性

英國の炭鑛業は小經營が分立している。しかし問題は單に中小經營の亂立にあるのみではなく、大企業と小企業の不均等發展に存する。即ち一九二四年に於て全企業數の六七・二%に當る小炭鑛は全生産量の僅か一七・三%しか生産せず、又逆に全體の一六・八%の企業體が全生産の五七・八%を生産している。表示すれば次頁の通りである。それによつて英國炭鑛業は一般的に小規模生産である事實を知り得る。英國炭鑛業を小規模たらしめてゐるのは自然的條件（地質學的差、地域的分散）及び經濟的條件（炭坑評價の困難性、鑛區使用料の問題）が要因となつてゐる。しかし他面一九〇〇年前後より合同が促進され、大資本が炭坑業を支配して來た。合同は三つの型による。第一の型は鐵鋼會社による炭鑛業の吸收、第二の型は炭鑛企業間の合同及び大企業による小炭鑛の吸收、第三の

數			石炭生産		比率(%)		
従業員數別	炭鑛數	従業員數	生産量	一人當平均%	炭鑛數	従業員	生産量
50人以下	818	13,508	2,394,533	177	33.0	1.1	0.9
50—500人	848	199,300	43,454,587	218	34.2	16.5	16.4
500—1,000人	422	305,532	66,356,643	217	17.0	25.2	24.9
1,000—1,500人	198	242,204	51,729,260	214	8.0	20.0	19.4
1,500—2,000人	77	134,198	30,043,542	224	3.1	11.1	11.2
2,000—2,500人	61	134,588	9,486,676	219	2.5	11.1	11.0
2,500—3,000人	31	84,380	19,738,479	234	1.2	7.0	7.4
3,000人以上	62	96,972	23,520,541	243	1.0	8.0	8.8
計	2,481	1,210,742	266,720,851	220	100.0	100.0	100.0

Report of the Royal Commission on the Coal Industry. Vol. 3. 195.

p. 177.

型II炭鑛會社による鐵鋼會社への資本投下、このうち最も支配的なものは第一の型であつて、十九世紀末この方、主要な鐵鋼會社は完全自給になる手段として、自己の直接支配下に石炭の供給を持たうとする組織的政策を遂行し始めたのである。

英國炭鑛業の大資本は主として他の基幹産業資本に從屬しており、このことは人的結合によつても明らかである。

この資本の優劣の差、規模の大小の差は生産設備の差として現われる。勿論機械化は促進されたが、どの程度にまで機械の導入が行はれたかが問題である、新しい炭鑛を多く持つ大資本を除き、一般の小企業にあつては埋藏量、緊坑、坑道は機械導入を不適ならしめる。即ち機械への資本投下の不經濟性となることより阻害されているのが實情である。かくて英國炭鑛の機械化は全體として低く且つ非常な不均衡を示す。

機械採掘による生産量比率 (%)

地 方	1913	1915	1917	1919	1920
Scotland	21.7	24.7	28.7	31.6	34.0
Northumberland	13.8	16.0	17.3	16.3	20.5
Durham	3.5	5.4	6.4	8.1	9.0
South Wales and Monmouth	1.1	1.1	1.5	1.9	2.3
Yorkshire south	6.0	5.5	6.6	7.4	7.6
Yorkshire west	17.8	15.9	16.9	16.6	17.4
Nottingham and Derby	10.8	13.3	14.4	13.4	14.3
Leicester, Warwick and Cannock Chase	4.0	5.4	6.8	8.5	9.1
Eastern District	—	—	—	11.3	12.0
Lancashire, Cheshire and North Staffshires	7.7	9.1	12.9	13.8	14.0

Report of the Royal Commission on the Coal Industry. Vol. 3. 1925. pp. 155—160.

機械採掘量比率 (%)

	英 國	米 國
1913	8.48	50.7
1921	14.11	65.6
1922	15.27	63.2

米國は瀝青炭

Report of the Royal Commission of the Coal Industry. Vol. 3. 1925. pp. 43. 173.

炭鑛業に於ける大規模生産の有利を示し、又一般的に英國炭鑛業は小規模生産が多く、全體として炭鑛生産能率は景氣變動に際し絶えず炭坑の閉鎖、再開を行はしめ、資本制生産は労働者階級に壓迫を與えた。かかる不均等性を内包しながら全般的な英國炭鑛業の不利な諸條件は賃金及び労働諸條件の不均整全般的な劣悪化を伴はずに

年生産量 (單位1000トン)	企業數	生産量 (1000トン)	一交代荷 一人生産量 (トン)	炭價 (トン當志)	コスト (トン當志)	利潤 (トン當志)
5—200	307	27,360	16.22	19.02	20.23	-1.21
200—400	126	36,394	17.05	18.43	19.21	-0.78
400—600	72	35,118	18.34	17.90	18.04	-0.14
600—800	28	19,132	18.86	17.58	17.82	-0.24
800—1,000	20	17,992	18.68	17.52	17.65	-0.13
1,000—2,000	42	56,280	19.66	17.77	17.49	+0.28
2,000 以上	8	22,744	19.76	17.39	17.11	+0.28

Report on the Royal Commission on the Coal Industry. Vol. 1. 1925.
p. 54. (註 6)

はあかない。(このことは行論で明かにする) かくて第一次大戦後炭鐵業の危機に際して、勞働者階級によつて國有化が唱えられたのは基本的にはまさにこのような英國炭鐵業の生産機構そのものに問題をもつのである。

註(1) 鐵鋼會社が炭鐵會社を合併して垂直結合に發展するのは多く、その代表的なものとして南ウールウェズ(South Wales)のBaldwin Ltd.を挙げよう。この會社は元來製鋼工場で廿世紀の始めより垂直結合を始め、第一次大戦後特に發展した。(資本金、一九一三年=二〇〇萬磅、一九二三年=一、〇七八萬磅) Rhymney Iron Co.も人的結合を媒介として一九二〇年 Powell Duffryn Steam Coal Co.を支配す。その他 Tredogan Iron and Co. Ebbw Vale Co. Nantylglo and Blaenau Ironwork Co. 等も第一の型である。(D. J. Williams, Capitalist Combination in the Coal Industry, 1924. pp. 99—109.)

(2) 第二の型として次の二會社を例示す。

例(1) The United National Collieries, Ltd. (一八九二年設立) 一九一四年までに數個の炭鐵を合併し、一九一四年に Standard Colliers Ltd.を合併し、一九一五年に Bate Merthyr Colliers, Bantyre Brown Co.を支配する。

例(2) Five Coal Co. (一八七二年設立)、
一八九六年 Cowdenblath and Lumphannans Collieries を一九〇〇

年 Labour Coal Co.

一九〇六年＝Rosewell Coal Co. 一九〇八年＝Donibristle Colliery Co. 一九〇九年＝Bowhill Coal Co.

一九二三年＝Earl of Rosslyn's Collieries Ltd. 合併する。(Ibid. pp. 112, 135.)

(3) 第三の型の例示。

Richard Thomas & Co. 資本金、一八九九年＝二〇萬磅、一九二二年＝五〇萬磅、一九二三年＝八〇萬磅、一九二八年＝五〇〇萬磅、一九二〇年＝九〇〇萬磅。一九一八年に Redbohm Hill Iron & Coal Co. と一九二〇年に New Sharleston Collieries Co. を合併し一九二三年に於いての生産能力は石炭＝一二五萬トン、鋼鐵＝八〇萬トン、ブリキ＝四〇萬トン。(Ibid. pp. 113, 114.)

(4) 一五四六石炭會社の重役五八七人のうち三六一人は他企業の重役を兼任している。

石炭販賣、木材鐵山及び機械會社＝四六八、化學會社＝五八七人、船舶會社＝七四八、鐵鋼會社＝一六一人、ガス水道・電氣＝四四八、金滙保險＝一四二八、交通會社＝二八七人。(The Coal Crisis, p. 28.)

例の一、Baldwin Ltd. の重役は次の關係を持つ。

J. R. Wright＝National Smalting Co. Ltd.

H. L. Davies＝Eagle Tinsplate Co., Ltd.

例の二、Collieries Burnsley Main Colliery Co., Ltd. (Yorkshire) の場合。

R. James＝Wallsend and Hebburn Coal Co., Ltd.

Thorncliff Coal Distillation, Ltd.

G. M. Richir＝Kopper Oven Co., Ltd. Whitehaven Colliery Co. Ltd.

H. C. Embleton＝Redlington Coal Co., Ltd.

J. Kay＝Neuton, Chambers & Co. Ltd.

J. H. W. Laxerich＝British Tar Products Co., Ltd.

Glass Haughton & Castleford Collieries, Ltd.

J. & G. Wells, Ltd. Old Silkstone Collieries, Ltd.

(Report of the Royal Commission on the Coal Industry. Vol. 3. 1925. pp. 134. 137.)

(6) エンカンヤ地方鐵山監督官の the Department Committee での一九一五年三月九日の證言によつても明かだ、彼は機械導入の經濟性を述べている。

And be much more costly, I daresay? — Yes.

You do not hold out much hope in that direction then? —

I do not think you would get much benefit from the introduction of mechanical coal cutting. (Report of the Department Committee appointed to inquire into the conditions prevailing in the coal mining industry due to the war. Part. II. 1915. 515. 516. p. 14.)

(6) 一九二三年度に於ても同じ傾向を示している。

(Report of the Royal Commission on the coal industry, Vol. 1, 1925, p. 259.)

(7) 企業数は減少しているがこれは本質的なものでなく、悪い時は閉ざされよ時は再開される。

(Report of the Royal Commission on the coal industry. 1925. Vol. 1. p. 60.)

例として The United Collieries, Ltd. を指摘し得る。財政的困難に達して一九〇八年八炭坑を賣り、五炭坑を閉鎖している。
(D. J. Williams : Capitalist Combination in the Coal Industry. 1924. p. 60.)

(三) 流通機構に於ける問題

英國炭鐵業の流通機構には次の四つが挙げられる。

- (1) retail coal merchants and dealers.
- (2) coal factors and wholesale coal merchants.
- (3) coal exporters.
- (4) colliery selling agencies.

これらの機関が生産者と消費者間に介在し不必要に大きい利得を取得していた。即ちこれらの利得についてサミエル報告は次の如き数字をあげてゐる。(1) retail merchants = 1¹/₄d (第一次大戦前) 11¹/₂d (第一次大戦後)

(2) Six wholesale merchants = 40d (第一次大戦前) 6.0d (1924) (3) Nine Coal Exporters = 3.5d (1912—14) 7.2d (1922—24) (4) Colliery selling agencies = 6.0d (1924)

このような事實は労働者階級にとつて混亂せる制度以外の何物でもなかつた。當時の流通機構の缺陷を指摘して南ウエールズ坑夫聯合副委員長の S. O. Davis は次の如く述べてゐる。

かくてサンキー委員會によつて非難された分配の混亂せる制度は炭鑛の私有制度の本質的なものであつて、それは即ち相應の生活水準と英國の繁榮のために産業を再組織する目的の坑夫の闘争、それに對する炭鑛會社及び個人の炭鑛所有者らのせつぱくせる反對闘争に對應して、利潤の集められる點を一事業から他の事業に移しかえると云う比類なき機會と彼等即ち炭鑛會社及び炭鑛所有者に與えるものである。

英國炭鑛業の流通機構は生産機構と同じく資本制機構の缺點としてあらわれ危機を深化させた。即ち石炭販賣價格を高からしめ、輸出の不振を招來するとともに國內用石炭價格の吊上げ、労働者階級の斗争をひきおこす要因ともなつた。

註(1) この四つの機関についてこの役割機構については Report of the Royal Commission on the coal industry. Vol. 1. 1925. pp. 85—92. 参照。

(2) Ibid., pp. 89, 89, 91, 92. (3) Ibid. Vol. 3. 674.

三 英國炭鑛業危機の深化

(一) 炭鑛業の危機

英國の炭鑛業は、生産及び流通に多くの構造的矛盾を内包しながらも第一次大戰前の一九一三年まで發展しつづけることが出来た。しかし第一次大戰前の戰時統制を経て、遂に戰後世界の一般的危機の一部として英國資本主義も危機に立たされ、炭鑛業はその焦點として現われた。生産量の下落、生産性の低下は絶對的に、相對的に著しいものがあつた。次表はこれを示すものである。

英米獨年生産高
(單位100萬トン)

年次	米國	英國	獨逸
1905	350.6	236.0	171.0
1910	447.8	264.3	218.8
1911	443.1	271.8	230.7
1912	477.2	260.3	251.6
1913	508.8	287.3	272.8
1914	458.5	265.5	241.1
1915	474.6	253.1	231.0
1916	526.8	256.2	249.2
1917	581.6	248.4	259.0
1918	605.5	227.6	254.6
1919	494.6	229.6	206.9
1920	587.7	229.4	239.3
1921	452.1	163.1	255.0
1922	425.8	249.6	262.8
1923	587.0	276.0	177.5
1924	512.0	267.1	239.2

Report of the Royal Commission
on the coal industry. Vol. 3. 1925.
p. 17.

全世界産炭高と主要五ヶ國比

年次	全世界産額 (100萬トン)	合衆國 (%)	英國 (%)	ドイツ (%)	佛國 (%)	日本 (%)	五ヶ國 計 (%)
1890	518.1	27.6	36.1	17.4	5.1	0.5	86.7
1895	581.7	30.5	33.4	17.9	4.8	0.8	87.4
1900	765.9	31.7	29.8	19.5	4.3	0.9	86.2
1905	928.0	31.3	25.7	18.7	3.8	1.2	80.7
1910	1,143.3	38.9	23.1	19.4	3.3	1.3	86.7
1915	1,310.0	40.5	21.6	19.7	1.5	1.5	84.8
1920	1,319.0	45.3	17.6	19.8	1.9	2.2	86.8
1925	1,361.0	38.7	18.0	20.0	4.3	2.1	83.1

英國灰坑國有問題東亞經濟調査局 p. 4. 掲載。

Blue Book and Mineral Industry による數値。

各國炭鑛夫一人當り出炭高比較累年表 (トン)

目次 (平均)	英國		佛國		白國		獨逸		合衆國	
	實數	指數	實數	指數	實數	指數	實數	指數	實數	指數
1874—78	270	100	154	100	135	100	209	100	327	100
1879—83	319	118	187	121	163	121	257	123	427	131
1884—88	319	118	196	127	173	128	269	129	398	121
1889—93	282	104	201	130	168	124	257	123	444	136
1894—98	287	106	203	135	174	129	262	125	447	137
1899—1903	289	107	198	129	169	125	247	118	542	171
1904—08	283	104	194	126	162	120	251	120	568	173
1909—13	257	95	195	127	159	118	256	122	636	195
1914—18	252	94	152	98	125	93	286	137	710	217
1919—23	195	74	132	86	135	100	163	78	623	190

Report of the Royal Commission on the coal industry. Vol. 3. 1925.
p. 127.

第一次大戦後英國炭の海外市場の需要の減退 (トン)

國 別	1913	1920	増 減
Austria-Hungary	1,056,634	(a)	(a)
Belgium	2,031,077	671,385	- 1,359,692
Denmark	3,034,240	1,040,107	- 1,994,133
France	12,775,909	11,690,922	- 1,084,987
Germany	8,952,318	13,457	- 8,938,871
Greece	727,899	98,238	- 629,661
Italy	9,647,161	2,905,217	- 6,741,944
Netherland	2,018,401	239,067	- 1,779,334
Norway	2,298,345	800,917	- 1,497,422
Portugal	1,201,722	301,413	- 900,309
Rusia (b)	5,996,434	92,879	- 5,905,555
Spain	2,534,131	290,141	- 2,243,990
Sweden	4,563,076	1,372,478	- 3,190,598
Turkey	369,789	60,017	- 309,772
Algeria	1,281,664	510,837	- 770,827
Canary Island	1,114,629	382,249	- 732,480
Egypt	3,162,479	985,423	- 2,177,056
United States	6,250	—	- 6,250
Argentina	3,572,188	—	- 3,419,904
Brazil	3,696,871	273,668	- 1,728,727
Chili	588,526	158,144	- 581,404
Uruguay	723,936	7,122	- 606,456
Other Foreign Country	1,414,406	1,030,711	- 383,695
Total	73,400,118	24,931,853	-48,468,265

(a) 1920年度はOther Foreign Countries に含む。

(b) Finland, Latvia を含む。

Report of the Royal Commission on the coal industry. 1925.
Vol. 3. p. 18 より作成す。

劣り、遂に一九一七年にはドイツにも譲る結果となり、産出絶対量も一九一八年以降甚しい低落を示した。生産

一八七〇年には全世界石炭産出量の半数(五二・五%)を占めていた英國の炭鐵業は、今世紀に入るや米國に

炭價比較表

(per Long ton at Pits Mouth)

年次	英國		米國		獨逸	
	s	d	s	d	s	d
1905	6	11	5	7	8	7
1910	8	2	5	9	9	11
1911	8	2	5	9	9	9
1912	9	1	6	0	10	6
1913	10	2	6	1	11	2
1914	10	0	6	1	10	7
1915	12	6	6	0	10	9
1916	15	7	6	10	10	9
1917	16	9	11	10	12	0
1918	20	11	12	8	15	9
1919	27	4	14	1	11	9
1920	34	7	23	10	13	9
1921	26	2	19	0	10	8
1922	17	8	16	6	—	—
1923	18	10	15	0	—	—
1924	18	10	—	—	—	—

Report of the Royal Commission
on the coal industry. Vol. 3. 1925.
p. 21.

能率に於ても米國の飛躍的發展にも拘らず、英國のそれは今世紀以降繼續した低下を示した。かくて第一次大戰末期より戦後にかけてその生産は全くの沈滞を示したのである。英國炭鑛業の戦後の危機は右表によつて明らかなるように既に第一次大戰前より胚胎し、既述せる生産構造そのものに基因するものであつて、戦時中は統制をもつてこれを糊塗し得たにすぎず、遂に戦後、推積せる諸矛盾が市場喪失とともに危機的様相を招來せしめたのである。英國炭鑛業はその利潤の多くを輸出によつて確保していたのであつて、戦後の市場の喪失は極めて大きな打撃となつた。右表は第一次大戰後の海外市場の喪失を示すものである。

このような第一次大戰後の市場喪失の原因として、(一)得意先の衰微、(二)新炭坑の發展、(三)代用物の使用増加、(四)諸外國特に獨逸との競争、(五)ヴェルサイユ條約による影響等をサミュエル委員會報告は指摘している。⁹⁴⁾ 諸外國の炭鑛業の發展による英國炭鑛業の衰退は炭價の點よりみて當然である。

危機に直面して英國の炭鐵業者にとつては如何にして炭價を切下げることが問題となり、従つて如何にこれを労働者に轉嫁するかが問題とされた。⁵⁾ 危機は經濟的危機であり、階級對立の危機として二重の性質を擔うものである。

註(1) 炭坑業に關しての第一次大戰中の管理目的は(一)産炭量の維持増加、(二)經濟的、政治的、外交的理由からの輸出統制、(三)炭價の點より國內消費者の保護、(四)經濟的な分配の確保、(五)争議による産業不安の防止等であつて、統制機關としては次の如きものが設立された。

1915年2月：the Coal-mining Organization Committee. 5月：the Coal Export Committee. 7月：the Price of Coal(Limitation) Act. 12月：the Central Coal and Coke Supplies Committee. 1916年6月：a Defence of the Realm Regulation. 11月：another Defence of the Realm Regulation. 1917年2月：a Coal Controllers Department. 1918年2月：the Coal Mines Agreement Confirmation Act.

しかしこの統制の本質は、私企業のままにして、その組織に何ら基本的變革を興えることなく、國家が價格、分配の統制、炭鐵資本家と一定の利潤を保障するに過ぎない。(R. H. Tawney: The Labour Movement, 1925, pp. 68—70), (The Year book, 1919, pp. 162—171.)

(2) 労働生産性低下の原因として資本家の操業短縮、個人的努力の減退、賃金上昇のため労働意欲の減退等が謂われ、これに對し、Frank Hodges はすべてに反論して終り(Frank Hodges: Nationalisation of the mines, 1920, pp. 51—53.) Ness Edward はその原因として資本家のサボタージュと經營の誤謬を指摘して居る。(Ness Edward: The Situation in the Mining Industry, The Labour Monthly, Vol. 2, 1922.)

一九一八年三月

一九一八年九月

(3) トン當り利潤

國內用石炭

八・二四片

一志六・五七片

輸出用石炭

六志六・八片

一〇志〇・三八片

(Problem of Labour and Industry in Great Britain, France and Italy: Report of the European Commission of the National

(二) 危機に於ける英國炭鑛労働の諸問題

英國炭鑛業の危機に際して資本階級は如何に炭價を切下げ、利潤を確保するかに問題を持つた。即ちそれは如何に賃銀を切下げ、労働時間を長くし、労働強化を行うかの問題となつた。かかる労働者への負擔の轉嫁は炭鑛

炭鑛業及び他産業成年労働者賃金比較表

産 業	1909年に 對する 1925年9 月の賃金 増加率	週 給 1925年9月 (full week)
Railway Service	150	50 s 40 s 46 s 4 d
Building : Labourers	125	55 s 7 d
Dock : Labourers	90—140	11 s—13 s 6 d (日給)
Electricity Supply : Labourers	120	54 s 10 d
Gas works	115	52 s 11 d
Local Authority: Labourers	110	53 s 5 d
Tramways : Conductors	112	54 s 9 d
Drivers	100	59 s 2 d
Road Transport	125	53 s 2 d
Coal Mining Subsistence Wages Underground and Surface	65—90	14 s 0 d—52 s 6 d
Engineering : Labourers	80—85	40 s 2 d
Shipbuilding : Labourers	75—80	38 s 5 d
Iron Ore and Ironstone Mining	27—50	5 s 7 d—6 s 2 d (一交代當り)
Agriculture	59—90	29 s—37 s 6 d

Report of the Royal Commission on the coal industry. Vol. 1. 1925. pp. 156. 157.

労働者の窮乏化を進行せしめ、實質賃金の低下、労働條件の悪化は甚しかつた。賃金、労働時間、災害、生活條件、特に住宅、以上の諸問題についてこれを明らかにする。

炭鑛労働者の賃金は他産業に比較して必ずしも良好であるとはいえない。(前掲表参照)

第一次大戦中に炭鑛労働者の貨幣賃金は上昇した¹⁾とはいえ、前表によつても明らかのようにその増加率は他産業よりも低い。では實質賃金はどうか。

炭鑛平均賃金
増加比率
(1880年より)

年	1879年基準 増加率(%)
1880	4.58
1890	43.64
1900	53.22
1910	49.68
1911	50.52
1912	53.12
1913	58.59
1914	60.00
1915	78.05
1916	103.75
1917	133.75
1918	133.75
1919	133.75
1920	133.75
1921	128.475

Finlay, A. Gibson:
The Coal Mining
Industry of the
Kingdom. 1922. p.
145.

生活費増加率
(1914年6月基準)

1920 — March	132
June	152
September	164
December	165
1921 March	133
June	119
September	110
December	92

Committee on industry
Trade Survey of Industry
Relation. 1926. p. 97.

	Below Poverty Standard %		Below Mean Standard %		Below Human Need Standard %	
	A	B	A	B	A	B
All underground	2.0	9.4	2.8	28.1	22.4	58.6
All surface	5.2	52.0	29.3	78.4	76.1	99.4
All underground and surface	4.6	17.7	12.0	37.9	32.9	66.5

1. Rowntree の基準によるもの、1925年上半期
2. A……Families as percentage of all men
B……Children as percentage of all children in that grade.

Report of the Royal Commission on the coal industry. Vol. 3. 1925, p. 865.

生活費の戦前よりの激しい増加に對し、賃金は一九一九年、八一%の増加(生活費は一二〇%増)一九二〇年六月では一二四%の増加にすぎない。(生活費は一五二%増、前表参照)従つて戦時中の生活費の騰貴に對し賃金増加下廻つていた。²⁾かくて炭鑛労働者の生活の貧困化は上表によつても示されるように極めて悲惨な狀況に至つたのである。

加えて炭鑛労働者の賃金は業種により、地域によつてその差は甚しく、その改善は産業組織の一般的諸問題の基本的な解決なしに考慮されない問題となつた。

炭鑛労働時間は一九〇八年の“the Coal Mines Regulation Act”によつて坑内夫八時間(坑外夫には適用されず)に規定されたが、これは巻揚時間(winding time)は除外され、事實上八時間半が平均的なものであつた。前記した通ローヤルテイから生ずる炭坑位置の非合理性は不必要に長い坑道を取らしめ、巻揚時間も地方によつて差が甚しく、所謂「坑口から坑口まで」(from bank to bank)は十時間以上のものもあつた。八時間法は炭鑛労働者にとつて未だ十分なものではなかつたのである。

従つて八時間法の修正は既に戦前より要求され、一九一八年來六時間制の要求として現れたのである。如何に労働強化が行はれているかはシャドウウエルの指摘するダーラム炭鑛地方の一般死亡率、幼児死亡率、出生率によつても明らかであり、又災害の増加はこれを如實に示すものである。

これらの災害が多いことは經營の惡條件に基くものであり、これの根本的解決は炭坑國有化に俟たねばならないことが指摘されていた。

炭鑛労働者の生活は特に住宅に於いて惡條件におかれている。第一の問題は "overcrowding" である。五室以下の住居にあり且つ一室二人以上の住んでいるのは、一九二一年に於てイングランド、ウェールズで七・五%、ダーラムで二二・二%、スコットランドで三三・七%であり、特に炭鑛の密集地は五〇%以上を示している。第二にそれら建物の諸條件である。荒廢した、風雨にさらされている屋根を持つ建物、衛生設備

主要原因による傷害人數

	Average 1908—12	1913	1922	1922
Explosion	169	131	105	101
Falls of Ground	55,446	62,341	63,148	70,206
Shaft accident	873	878	994	965
Manlage accident	40,946	44,144	46,976	54,610
Other accident	46,649	57,319	59,645	69,590
Total below ground	144,083	164,823	170,868	195,472
Railway & C.	4,045	4,159	4,256	4,711
Other	7,731	9,980	11,265	13,516
Total below and above ground	155,859	178,962	186,388	213,699
Number per 1,000 employed	145.6	154.9	158.6	172.9

Report of the Royal Commission on the coal industry. 1925.

p. 86.

の缺如、適當な歩道、水道の缺如等が指摘されている。

このように炭鑛労働者の生活は「不十分な食料、不十分な、住居不十分な被服、暖房⁹⁾をししか持たない生活であつて、まさに貧困そのものであつた。すべてこれら労働諸條件の悪化は英國炭鑛業の根本的な改革以外に是正されず、労働者自身それを自覺して來たのである。そしてかかる經濟的諸條件が第一次大戰後の國有化斗争の契機となるのであつた。

註(1) 政府統制の下にあつて賃金は上げられた。一九一七年九月一七日一六歳以上一日一志六片一六歳以下一日九片増額

一九一八年七月一日更に一六歳以上一日一志六片一六歳以下一日九片増額

一九一九年一月九日一六歳以上一日一志一六歳以下一日一志増額

(2) G. D. H. Cole, *Economic and Social History of the World War* British Series, 1923, pp. 80, 142.

尙諸物價の一九一四年に對比した二五年の騰貴は次の通りである。

食料	67%	家賃	47%
肉	80	被服	130
パン	65	燃料	80
コン	31	その他	80
ク	59		
パ	63		
タ	126		
モ			
ジャガイモ			

(Committee on industry and trade survey of industrial relations, 1926 p. 95.)

(3) 巻揚所要時間

時間	%
30分以下	39.8
45 "	28.2
45-60	25.8
60分以上	0.2

従つて労働時間は60%が8時間半以上となる。

(G. D. H. Cole: *Labour in the coal-mining industry. 1923. p. 82.*)

- (4) 一九一八年の M.F.G.S. の決議 (所謂 Southport Resolution) 及び六時間制の要求が出たこと。 “In order to make easier the realization of these demands we press the Government to amend the Mines Eight Hours Act, so that “six hours” shall be substituted “for eight hours” in that Act.” (G. D. H. Cole, *Ibid.*, p. 72.)

	出生率	幼児死亡率	一般死亡率
England and Wales	22	110	15.7
Durham Country	2.87	133	17.3
Hebbum	35.1	110	16.8
Hetton	34.9	145	18.7
Easington	34.3	155	17.5
Seaham	23.3	164	18.9
Houghton-le-Spring	31.5	153	17.1
Stanley	30.9	132	17.0

上表の如く Arthur Shadwell はダーラム地方を例示して炭鐵地方の悪い状態を示している。

(Arthur Shadwell, M.A., L.L.D. ; *Coal mines and Nationalisation*. 1910. p. 13.)

- (6) *Coal Conservation Committee Final Report*, 1918. p. 46.
 (7) *Report of the Commission on the coal industry*, Vol. 3 1925. Appendix No. 37. p. 330.
 (8) Allen Hunt : *The condition of the working class in Britain*, 1933. p. 10.)

四 一般的危機以前の炭鐵労働組合運動

英國労働組合運動の眞の力は六大産業 (1) the coal industry (2) the iron and steel industry (3) engineering and ship-building (4) building and civil engineering (5) the cotton industry (6) the railway) にあると謂れる。¹⁾特に炭鑛労働運動の近代英國労働運動に於ける役割は重要である。炭鑛労働者が英國産業労働者中占める比重の高いことは既に指摘した點であるが、英國労働組合の組織面について、又労働黨との關係についても同一の事情にある。

單位1,000人

	All Trade Union	Trade Union Congress	Scottish Miners' Federation	Midland Countries Federation	M.F. G.B.
1900	1,972	1,200	48	22	363
1901	1,979	1,400	50	22	344
1902	1,966	1,500	50	22	343
1903	1,942	1,423	49	21	339
1904	1,911	1,541	51	20	326
1905	1,934	1,555	52	19	323
1906	2,129	1,700	52	26	332
1907	2,425	1,777	67	35	453
1908	2,389	1,705	70	34	590
1909	2,369	1,648	73	34	603
1910	2,565	1,662	78	36	597

- (1) 全労働組合及 T.U.C. の數字は G. D. H. Cole : A short history of the British working class movement. 1947. p. 484. による。
- (2) 三聯合の數字は Page Arnot : The Miner. 1949. p. 393. による。

労働黨加盟主要労働組合員數 (1918)

Miners Federation of Great Britain	600,000
Workers, National Union of General	332,743
Textile Factory Worker's Association, United	306,262
Engineers Amalgamated Society of	171,000
Worker's Union	108,000
Railwaymen, National Union	158,915
Labour, National Amalgamated Union of	102,627
other	1,154,634
totale	2,894,181

イギリス炭鐵業と労働者階級

Report of the Nineteenth Annual Conference of the Labour Party
(1919) pp. 64—91 より作製。

労働黨議員構成 (1918)

I.L.P.	3人
B.S.P.	—
Local Parties	5
Miners Federation	25
U. Textile Factory Workers	4
General Workers	4
Pockers	2
Steel Smelters	2
Engineers	1
N.U.K.	1
R.C.A.	3
Order trade Union	10
Total Socialist Societies	—
Total Local Parties	5
Total trade Unions	49
		57

第六十八卷

三九四

第六號

一三〇

(G. D. H. Cole : A short history of the
Labour Party. 1948. p. 87.)

炭鑛労働者の英國勞働界に於ける地位を構成の點よりみて、その重要性を明らかにした。しかしその指導的地位は運動自體をみることによつて更に明らかとならう。

註(1) Douglas Houghton : Trade Union Britain, p. 6.)

(一) 英國坑夫聯合成立前

最初の英國炭鑛業に於ける勞働運動ともいへば、十七世紀に求められる。採掘の發展とともに炭坑が次第に深くなるや、炭坑での災害は増加し、落盤、爆發、及び悪い通風が次第に問題とされ、勞働條件についての勞働者の不平が生じた。一六六二年 Tyne Wear 地方の炭坑夫は特に不十分な通風について國王に請願してゐる。しかしその後彼等は、勞働條件の改善について何ら改善を遂行すべき手段を持ち得なかつた。何となれば彼らの間に何ら組織的な團結はみられなかつたからである。

當時炭坑労働者は雇傭主と「年次契約」(yearing bond)の形で雇傭されていた。十八世紀及び十九世紀初期に於ける諸問題はこの年次契約をめぐる、彼らの經濟條件の繼續に關して生じたものである。即ち一七三八年の Kings Chase に於ける叛坑、二十年頃の Caermethen Shropshire, Somerset の斗争、一七六五年の Tyne Wear 地方の大罷業、一八一〇年の Northumberland, Durham の大罷業、すべてこれらは「年次契約」に關するものであつた。稀に生じたストライキは一時的なものであつて、決して永續的團結によるものではなかつた。

一九世紀初めは産業革命の進展、炭鑛業の發達した時期である。炭坑夫が團結の必要を感じたのもこの時期であつた。「年次契約」をめぐる一八一〇年の斗争が團結禁止法 (the Combination Laws, 1799—1800) によつて彈

歴されたことが一層團結への運動の契機をなし、最初の労働組合の形成に發展したが、それは一八二四年まで待たねばならなかつた。炭鑛業に於ける労働組合の成立は比較のおそく、十九世紀初期の英國労働組合運動ではむしろ他産業の後塵をうけるものであつた。

組合結成は一八二四年のスコットランドでの Ayrshire Union を始めとして三五年にかけてを最初の時期とみなすことが出来よう。即ち地方組合の結成が各地で試みられ、彼等の運動は賃金減額、トラツク・システムへの反対労働時間の短縮（坑内少年労働時間の短縮）に指向された。これらの組合を基礎として炭鑛労働者の窮乏せる状態とチャーチスト運動は次期の組織發展に努力せしめた。

ウエークフィールド (Wakefield) で一八四一年結成された大英アイルランド炭坑夫組合 (Miner's Association of Great Britain and Ireland) は全國的規模で組織された最初のものである。この聯合體はマルチン・ジユード (Martin Jude) の指導により「一般的反抗精神」を以て法律的壓制に對する頑強な抵抗を四三—四四年に展開した。即ちその運動目標は主として主従法の反対におかれ、如何に四萬の大衆が「實に被壓迫者側の最も賞讃に値する隱忍と勇氣と、聰明と而して冷靜とを以つて戦はれた」ものであるかは既に指摘されているところである。まさに惡戰苦闘の一八四四年の罷業は炭坑夫に階級意識を自覺せしめたものの、これを契機にして大英・アイルランド組合は弱化した。四六年の炭鑛業の不況によつて四八年消滅したのである。かくて炭坑夫の全國組織の再編はマクドナルド (Alexander Macdonald 1821—81) による一八六三年の全國炭坑夫組合 (The Miners National Union) までなかつた。

炭坑夫の組合運動の再興はマクドナルドの指導の下に行はれた。一八五八年の全國協議會 (National Conference)

を経て、一八六三年全國炭坑夫組合がリーズ (Leeds) の大會で始めて全國組織としての基礎が確立した。その運動目標は雇傭條件の改善、炭坑取締法の改訂、少年労働時間(一四歳以下の八時間)に向けられている。¹⁴⁾この組合運動の成果は一八六七年の主従法、一八七一年の刑法修正法となつて現れた。組織は次第に發展し、炭坑夫から議會に代表を送つたのも當時である。しかし英國が帝國主義段階に入るとともに生じた恐慌は特に炭鑛業に深刻であり、一八七〇年後半の組合運動にも反映した。全國炭坑夫組合も僅か二三の地方團體のみとなり、その對立物として生れた合同炭坑夫組合(一八六九年結成)も七九年消滅した。従つて八〇年代は如何に組織強化するかが當面の課題となつたのである。

英國炭鑛の地方分散、労働條件の地方的差異は炭坑夫の労働運動の統一を極めて困難ならしめ、(このことは既に述べた合同炭坑夫組合の結成にも現われている。)具體的には八時間制、從價賃金制 (Sliding Scale System) をめぐつて、聯合への努力は苦斗そのものであつた。¹⁵⁾

註(1) 第一回目(一八六二年)は二、〇〇〇人が参加し、續つて一八七六年第二回目の請願が行われてゐる。(S. Webb, The Story of the Durham Mines, 1921, p. 2.)

(2) 初期の労働者は serfdom の形で雇傭されていたがこれは一四世紀末に消滅し(但しスコットランドでは一七九九年までひびく)、年次契約がとつて代つた。年次契約はその後の闘争にもかかわらざ一八七四年まで繼續してゐる。(Page Annot, The Mines, 1949, p. 25.)

(3) ウェットンは英國労働組合運動の先驅をイングランド西部の羊毛職工、及びミッドランドの掛柙論物工等の廣汎なる團結に求めている。(ウェットン労働組合運動史荒畑譯上巻六二頁)

(4) 一八二四年 Ayrshire 知識人二七人が會合したのが最初で、二五年には Durham, Northumberland に結成 "A voice from the coal miners" が發行された。三一年には South Wales に A Friendly Society of Coal Mining が結成された。(Page

Arnold : The Miner, 1949, pp. 34, 35; G. D. H. Cole : A short history of the British working class movement, p.194f, p. 72.) この時期に結成が多く試みられたのは Compensation Laws の廢止があつたところを以て一八二五年の不況の反映である。

(5) 特に大きい争議は一八三一年の Darham, Northumberland の "Tommy Heppart's Union" の二萬人、二月月に亘るトラス・システム、少年労働時間短縮に對する闘争であつて、少年労働時間は十二時間を獲得した。(Page Arnold : The Miner, 1949, p. 36.)

(6) 當時の炭鐵労働者の状態については、ヘンゲルス、イギリスに於ける労働階級の状態に詳論されてゐる。

(7) Miner's Association of Great Britain and Ireland は當時の強い地方組合、例へば Darham, Northumberland, Lancashire, Yorkshire を基礎とするもので、この限り眞の意味での全國組合ではなかつた。

(8) 炭坑夫の要求事項は次の通りである。(一)交拂金を樹目によらずして重量によること、(二)政府の検閲官の検査を経たる秤と分銅によつて衡器を決定すること、(三)雇傭契約期間を半年とすること、(四)罰金制度の廢止と出來高による支拂、(五)炭坑所有者は専ら彼らの仕事に従事してゐる労働者に對しては少くとも一週四日間乃至それと同一の賃金を保證する義務を負ふべきこと(ヘンゲルス、イギリスに於ける労働階級の狀態、マル・エン全集第三卷、二六九頁)

(9) ヘンゲルス前掲書二七二頁

(10) 一八四四年の活動としては四七年四月議會に検査官任命の請願を行つてゐる。この運動が一八五〇年の Mine Regulation Act になつた。(Page Arnold : The Miner, 1949, p. 42.)

(11) この間の主な動きとしては、例へば一八五二年の Scottish Miner's Association、一八五八年の South Yorkshire Miner's Union の結成がある。

(12) マンチェスター以外の William Pickard (1821—) Rev. J. R. Stephens (1805—1879) など。

(13) South Yorkshire の ロッキン・ノウツを契機としてマンチェスターが開催したもので、参加代議員は四、〇〇〇人(H. Stanley Jevons : British Coal Trade, 1915, d. 453.)

(14) この間の事情によつてはウエッジズ労働組合運動史荒畑譯上巻二八八—二九五頁参照。
一八七三年 Alexander Macdonald と Thomas Burt の二人を議會に送つた。

(16) 一八六二年全國炭坑夫組合結成後その對立團體として、一八六九年合同炭坑夫組合 (Amalgamated Association of mine, A.A.M.) がランカシヤを中心としてカトーン・ランキン、ノリス・トーン等の範圍に Tom Holliday 以下の結成をなす。

(17) 一八八〇年代、炭礦は (1) North East Coast (2) South Wales and Monmouthshire (3) the Scottish Counties (4) Yorkshire, Nottingham, Derbyshire, Lancashire, Cheshire, North Stafford, North Wales Central Coal field の四ヶ所に分れ特に第四の Yorkshire, Lancashire が運動の主導權をとつた。一八八一年ランカシヤ炭坑夫聯合 (The Lancashire Miner's Federation) が結成された書記長のトーマス・アッシュトン (Thomas Ashton) はモートン・アッシュトン・アッシュトン (Ben Pickard) と聯絡し、聯合への努力を行つた。

中央の地方には共通の利害 (— 地理的緊密、勞働條件の均一、從價貸金率反對等) の一致があつた。兩者代表は次の如く一致をみてゐる。

“That we, the representatives of the conference, pledge ourselves to support any district, both morally and financially, who may have to fight for the advance; whatever levy may be laid in each district, the same to be collected in that way which will secure and realise the most money. (October 13, 1883)”

これが最も聯合へのよい機會であつたが、まだ一般的に團結の意識が低かつた。そのことは一八八三年の賃金闘争に反映し、共同闘争は行い得ず資本の攻勢を許した。即ち一八八四年に賃金減額が行われている。一八八五年のヨークシヤの賃金減額反對闘争にはランカシヤも援助し、全國的組織への動きがみられ彼等は次の如く述べている。

That nothing but a general national movement will stop the continual reduction in miners' wages that are constantly taking place, both local and general. (May 12, 1885)

しかしこれも失敗し、一八八六年には個々に從價貸金率反對について交渉したが、敗北によつて組織は弱體化した。この事態に於てランカシヤが今一度全國會議を提案し、一八八六年十一月會議が開かれ、續いて八七年にも開催され一般炭坑夫に呼びかけることとして聯合へ近づいて行つたのである。

(Page Arnot : The Miner. 1949. pp. 62—75.)

(一) 英國坑夫聯合の成立より第一次大戦まで

全國組織のために二つの考え方があつた。一つはダーラムによつて代表される聯合體であり、一つはランカンヤによつて代表される全國單一組織であつた。¹⁾前者は地方強化案であり、後者は中央集權化である。この兩者の對立は一八八七年開催された會議での八時間制による生産制限の問題で激化した。従價賃金率を採用していたダーラム及びノーザムバーランドは八時間制に反對し、²⁾遂に一八八八年、純粹に賃金問題として、即ち従價賃金率反對の地方 (North Wales, Yorkshire, Derleyshire, Nottinghamshire) がランカンヤの主唱の下に會合し、ヨークシヤの爭議に共同斗争を行つた。この勝利が大英坑夫聯合 (Miner's Federation of Great Britain) の結果となつたのである。かくして従價賃金率に従い、八時間制に反對するダーラム、ノーザムバーランドを主體とする舊合同炭坑夫組合と大英坑夫聯合が對立した。大英坑夫聯合の課題はその第一回大會で示されているように、八時間法、雇主責任法、國際協調、賃金問題、未熟練工の諸問題であつた。

特に大英坑夫聯合會が運動したのは八時間制度及び賃金問題である。炭坑夫にとつて労働時間の問題は、他産業が失業問題から提起されたのに對し、先づ生産制限の觀點から出された。八時間制問題は舊指導者と労働大衆の對立の焦點として現れた。³⁾しかし坑夫聯合は一八八九年の決議にも明らかにしているように、それを組織の目的とし、全力をあげて八時間制獲得に努めた。労働組合會議 (Trade Union Congress, T.U.C.) の八時間制の運動も大坑夫英聯合の運動に他ならない。坑夫聯合のこの斗争は、直接行動によるべきか、議會斗争によるべきかが問題とされ、常に後者を選んで行はれた。⁶⁾資本階級、官僚、ダーラムを主とする舊指導者の強い反對に直面しながらも二十年に互る議會斗争を隱忍をもつて續行し、遂に一九〇八年の八時間労働法の制定を獲得した。⁷⁾

八時間労働法獲得斗争の過程で今一つの重要目標である賃金問題が斗はれた。一八九一年まで、大英坑夫聯合は四〇%の増額を享受し、運動は労働時間短縮に指向されていた。しかし九二年以來賃金に關する資本攻勢は甚しく、坑夫聯合會は賃金問題を組織強化の觀點から考慮し、九二年、南ウエールズ、ダーラム地方（未加入の地方である）の賃金斗争を援助した。九三年の炭鑛業の不況による各地方の賃金減額（二五%減）に對し、遂に大英坑夫聯合は斷固抵抗する事に決定した。七月から十一月まで五ヶ月に亙る四十萬人の斗争は「過去百年間、或いは事實世界史上會てみざる最大の最も影響のあるもの」であつた。これによつて賃金減額に服したものの實質的な最低賃金制を獲得したのである。これと同時にこの斗争が組合運動を啓發し、單に労働階級の團結の力のみでなく、彼の生活狀態、階級關係を知らしめた。そしてその後の九十年代は雇主責任法の修正問題に努め、それに成功した。⁹⁾

坑夫聯合のかかる活動は議會斗争に重點をおかれ、従つて議會代表を送る必要を認めたのは當然のことである。一八九二年には六人の代表（Burt, Fenwick, John Wilson, Abraham, Pickard, Sam Woods）が送られ、既に九五年の選挙には一二人の労働代表中五人は坑夫であり、一九一〇年の労働代表四二人の中坑夫聯合代表は一五人を占め、彼等は議會労働黨の評議の中で重要な位置を占めてきた。

聯合會が最初意圖し全國統一組織を完成（一九〇八年）するには前述の如き幾多の斗争を發過してなされたものである。その發展は著しいものであつたが、「急速な歩調」でなく、「漸進的發展」をもつて行はれたのである。⁹⁾

坑夫聯合は多數の組合員を抱擁した強さはあつたが、他面聯合組織としての缺點を組織上に有していた。炭坑

M. F. G. B. 組合員數 (1889)

地 域 別	坑内労働者	組合員
Yorkshire	48,000人	30,000人
Lancashire	50,000	22,000
Midland Fedezation	35,000	12,000
Derbyshire	15,000	3,000
Nottingham	10,000	5,000
North Wales	10,000	3,500
Nurthumberland	26,000	18,000
Ayshire	10,000	1,000

Page Arnot : The Miner, 1949, p. 100.

主要地域組合員數 (1910)

Northuberland	37,361人
Durham	121,805
Yorks	82,271
Lancs and Cheshire	57,516
Denby	37,428
Notts	31,252
South Wales	137,553
M. F. G. B.	597,154

夫賃金の地域差撤廃のため、更に日給最低賃金制を目標に行つた十二年の斗争で労働者の要求は大人五志、少年二志の全国的最低額の要求が、政府案の地區最低額の制定に歸結したのはまさに組織的缺點によつて統一行動がとり得なかつたためである。ともあれ坑夫聯合は成立以來、最低賃金制、八時間制、その他の主要目標に、常に英國労働運動の支柱としての役割を果して來たことは云うまでもない。そして運動は議會斗争に重點がおかれた。しかし坑夫聯合は當初より舊組合主義に對する新組合主義、或は地域利害の對立を内包し續けた。今世紀に入つて全國單一聯合體として完成したが、それは組織面での統一であり、組合活動そのものについての統一は十分期し得ないまま發展したのであつた。

註(1) ダーラムは聯合に關し次の如き指針を出している。(一八八三年)

“That we are in favour of a national organisation being established that would consider all matters, relating to trade and wage question generally, and legislation both legally and politically.” (Page Annot : The Miner, 1949, pp. 81, 83.)

(2) ダーラム、ノーザムバークランドは二交替制で働いており、元來少年の労働時間制限は成年労働者の便宜に干渉するものとして猛烈に少年八時間労働法案に反對しており、地方的産業の例外的な状態に加えられる特殊な干渉に對する抵抗はだんだん成年労働時間の立法的統制に對する一般的反對に發展した。(ウェップ労働組合運動史荒畑下巻三七頁参照)

(3) 大英坑夫聯合の第一回大會は一八九〇年一月二十二—二十四日、ビーミンガム(Birmingham)で行われた。未熟練工とは當時多くの農業から坑夫になつたものがあつた事情による。(Page Annot : The Miner, 1949, p. 112.)

(4) 成年炭坑夫の八時間労働制に對する舊指導者の反對は強硬であつた。一八八九年議會委員會での八時間制についての投票結果は、贊成三九、六二九票、反對六二、八八三票) 舊指導者の勝利を物語るものである。(Ibid., p. 130.)

(5) 一八八九年十一月二十六日ニュースポート(Newspost)での坑夫聯合で決議してらる。

「吾炭坑、坑内労働者の坑口から坑口までの八時間制を獲得するより努力するべし」(H. Stanley Jevons : British Coal Trade, 1915, p. 820)

(6) 一八九〇年直接行動が議會闘争によるかを考慮した結果、後者に決定し、一八九二年大英坑夫聯合の Dilemma もストライキは最後の手段で議會活動の重要性を説いている。(Page Arnot: *The Miner*, 1949, pp. 139, 169.)

(7) 當初議會での反対理由は一八九二年第二議會で述べられている如く、賃金を下げる、生産を縮小する、價格を上げる、労働者の統計は疑わしい等で反対されていた。一九〇一年下院第二議會に提出、二一四・一五三で否決、一九〇二年同じく二〇八・二〇七で否決、この後直接活動によるべきか否かが討論され、従来通りに決定、一九〇三年炭坑取締修正法案に挿入が試みられ失敗し、一九〇七年第二議會を二七三・三一一で通過し、一九〇八年に政府案として提出され、第二議會を三九〇・一一〇で通過、第三議會を二六四・八九で通り上院に送附、可決され法律となった。(Ibid. pp. 194, 330—335.)

(8) Ibid., p. 256.

(9) 一八九四年 *Ayrshire*、一八九六年に *Lanarkshire*、一八九九年に *South Wales Miners' Federation*、一九〇八年に *Durham*、*Northumberland* が大英坑夫聯合に加入した。(H. Stanley Jevons: *British Coal Trade*, 1956, pp. 409, 470.)

(三) 第一次大戦期

第一次大戦勃發當初(一九一四年)炭坑夫にとつての課題は、一九一二年制定された最低賃金制の實施をめぐつて新協約を結ぶにあつた。これは西ヨークシャの問題として提起されたが、甚しい物價の騰貴は大英坑夫聯合自體の運動を必要とした。運動によつて増額は得られたが聯合の要求する全國統一的増額は獲得し得られなかつた。その後賃金については實質的向上を伴はない政府の増加割合に満足して、所謂 "Life blood of the Nation" とつての石炭増産に協力したのである。

戦争が進行するにつれて問題になつたのは徴兵によつて生じた勞働力不足 (Absenteeism) に關してである。坑夫の徴兵除外、復歸坑夫の職場移動の自由に對して坑夫聯合は斗争した。しかし戦時を通じて、階級斗争としての

性格をもつものではなく、「坑夫はその他のイギリス労働者階級と同じく、愛國的に彼等の利害を國家全體の利害に後屬させた²⁾」のである。

坑夫聯合自體の性格も戦時中は殆んど不變である。戦時中聯合の財政的立場の強化を計り、一九一六年の決議³⁾に基いて地方組合を合同し、組織強化⁴⁾、中央集權化が企てられたが完全なものではなく坑夫聯合の組織機構の不備は既に指摘されており⁵⁾、これは後の斗争に於ても現れねばならなかつた。

戦時中の協調主義的な組合活動は、戦後一般的危機の段階に於て質的轉換をしなければ解決出来ないまでに至つた。即ち炭鑛業の資本制を基本的に變革しなければ解決出来ないまでの諸問題を蓄積していたのである。かくて戦後炭鑛労働問題は國有化斗争として行われるに至つた。

註(1) 一九一四—一九一五年にかけて最低賃金率改訂に關する爭議

(2) ウェツプ労働組合運動史、荒畑譯下卷一六〇頁

(3) 一九一六年サウスポート (Southport) の決議

「すべての炭坑労働者は大英坑夫聯合に屬せしめるべく出来る限りの努力が拂わるべきこと」(G. D. H. Cole: Labour in the coal-mining industry, 1923, p. 64.)

尙戦時戦後の坑夫聯合組合員数は次頁に表示する。

(4) 一九一五年十一月交通及鐵道と三角同盟 (Triple Alliance) を結成したことは忘れられてはならぬ。

(5) ウェツプ労働組合運動史荒畑譯下卷一六八、一六九頁參照。

大英坑夫聯合組員數 (1914—21) (單位1,000人)

地 域 別	1914	1915	1916	1917	1918	1919	1920	1921
Yorkshire	90	90	100	100	100	100	142	142
Lancashire and Cheshire	72	70	75	75	75	80	80	90
Midland	54	54	54	54	54	54	64	64
Derbyshire	33	35	35	35	39	39	49	49
Notts	28	30	30	30	30	30	35	35
Leicester	6	6	6	6	7	7	7	8
South Derbyshire	4	4	4	4	5	5	6	6
North Wales	12	10	12	12	13	13	15	16
Somerset	4	4	4	4	5	5	6	6
Bristol	2	1	1	1	1	1	1	2
Scotland	75	90	90	90	90	90	90	110
South Wales	116	134	127	147	158	160	180	200
Northumberland	38	38	37	36	40	40	41	41
Durham	120	120	120	120	120	126	126	126
Cleveland	9	8	9	9	9	9	9	9
Cumberland	8	8	8	8	8	13	13	13
Forest of Deam	2	2	2	2	5	5	6	6
Kent	—	3	6	5	1	1	1	2
Cokemen	—	—	—	—	8	9	9	10
Engizenmen	—	—	—	—	—	14	19	20
Total	673	704	714	733	768	801	899	955

イギリス炭鐵業と労働者階級

第六十八卷

四〇六

第六號 一四二

五 炭鑛國有化斗争

(一) 炭鑛國有化案の提起

英國に於ける炭鑛國有化が労働者階級の現實的課題として認識され、國有化を目標として斗争が行はれたのは大戦後の一般的危機の段階に於てである。しかし大戦後國有化斗争として行はれたのは過去の炭鑛國有化問題についての歴史的所産に基き得たからに他ならない。國有化が階級斗争として展開されるためには十分な主體的、客觀的條件の成熟を俟たなければならぬ。

英國の十九世紀末より生じた近代社會主義の支柱はフェビアン主義に求められる。この思想を代表する人々がリカードの地代論、ヘンリー・ジョージ (Henry George) の社會理論に基いて國有化の理論を展開したことは周知の通りである。この理論が労働者階級の國有化斗争に與えた影響は大きい。それは「イデオロギー形成」に参加した意味に於てである。しかし本論に於ては労働者階級の側面から取扱うことにする。

炭鑛所有者が多額の鑛區使用料を收取し、この鑛區使用料が労働者の負擔に轉嫁されているものであることは既に述べたところである。ヘンリー・ジョージ、フェビアン理論は先づ直載的にこの鑛區使用料 (royalty) 廢止に反映される。即ち一八八六年の労働組合會議 (Trade Union Congress) は次の如き決議を行つてゐる。「この會議の意見では、鑛區使用料及び英國の土地所有者によつて要求される他の賦課金は不正且つ有害である。不正、何となれば我々の鑛物資源は凡ての人の利益に役立せらるべきにそれらは鑛物資源の獨占をも形成するから。有害、何となればそれらは我々の重要産業に税を課し、我々の商業的繁榮を妨害し、資本家については利潤を制限し、労働者については既に餘りにも低い賃金に限るからである。」土地國有論を基礎にするジョージ、フェビアンの

理論が炭鑛業に於ては鑛區使用料の問題に現れたのは當然と云はねばならない。鑛區使用料反対は續いて一八九二年の労働組合會議にも出され、立法活動を爲すべきことが決議されている。²⁾しかし労働組合會議の決議は單に「hardy annual」³⁾すぎなかつた。

一八九三年に獨立労働黨が結成され、それに據るケヤ・ハーデイを代表とする當時の社會主義者の思想が炭鑛國有化問題に影響した。一八九七年の大英坑夫聯合に送られたスコットランド聯合 (Scottish Federation) の決議がそれである。即ち「産業及び社會生活の最善の状態を確保するためには土地、鑛山、鐵道及び生産手段が人民のために國家によつて所有され管理されるべきことが絶対に必要である。」⁴⁾これに對し大會はヨークシャから提出された、社會主義に反對し、組合主義に準據すべしとの修正案を可決した。(二三四、〇〇〇票・二一、〇〇〇票)但し鑛山、鐵道、土地の國有については必要であることを確認したのである。しかし當時未だ民主的管理の理念が容認せられなかつたのは勿論のこと、國有化について指導者間に意見の相異があつた。このことは英國代表の國際會議での立場によつても明らかである。⁵⁾

大英坑夫聯合は一九〇八年まで八時間労働法獲得に努め、再び國有化を問題にしたのは一九一〇年の大會であつて土地、鑛山、及び鐵道の國有が再び確認された。従來は云うまでもなく、この大會での決議も、ジェンボンズが指摘する如く、「ごまかしの表示」⁶⁾にすぎなかつたのである。前世紀と異なることは、労働大衆が國有化を單なる理想としての政策でなく、實際的政策として自己の生活から認識し始めたことであつた。

炭鑛國有化問題は常に英國社會理想の焦點とされた。當初ジョージ・フェビアンの思想が反映し、次いでケヤ・ハーデイの社會主義思想が影響した。これと同じく英國の革命的サンヂカリズムも大戰前の炭鑛國有化案に關係せずにはおかなかつた。トム・マン (Tom Mann) の「労働者階級に對する經濟的解放は、労働者階級が職

場、工場、倉庫、製作所、及び鑛山、船舶、端艇、機關室及び仕事のふこなはれてゐる何處でも斷乎としてその權力を主張し、國際的に組織された勞働者階級の權力によつて、資本主義生産が全廢せられ、またかくして社會革命が實現せられるまで、絶えず生産機關に對する彼等の統制を擴大することによつて、始めて確保され得る。」と云う考え方はそのまま一九一二年、南ウエールズの「坑夫の次の手段」(The Miners' Next Step)に現れた。これは強力な中央集權組織に基いて革命的産業活動を行い、ストライキにつぐストライキを以てせば資本主義は利潤を消失し、遂に坑夫は掌中に自己の産業を獲得出来る。そして完全な勞働者階級の管理制度の下に置き得ると考へるものであつた。所謂「坑夫のための炭鑛」(The Miner for the Miners)を叫んだのである。そしてサンデカリムトによる炭鑛國有化の方法は革命的直接行動にあつた。

これに對して同じく一九一二年大坑夫聯合は國有化案を提出した。これは單に炭鑛の炭鑛省移讓、及び炭鑛省による全産業の管理を規定したに過ぎなかつたものである。議會斗争を運動基軸として斗つてきた大英坑夫聯合指導者がサンデカリズムを拒否したことは疑念の餘地はない。従つてウェツプも次の如く指摘している。「聯合會が當時、坑夫自身のために確保しようとして介意していた一切は、自由にして合法的な勞働組合運動であつた。」¹⁰⁾

英國社會思想はサンデカリズムからギルド社會主義に移行する。これは又大英坑夫聯合の國有化案にもみられる。即ち一九一二年の國有化案の後、大戰に入つて中絶し、再び一九一八年サウスポート(Southport)の大會で問題にされた時は、單に國家による炭鑛の移讓は廢止され、勞働者の民主的管理(官僚機構によらず地方分權主義)を含む國有化案をして現れたのである。

第一次大戰の終るまでの國有化案の變遷を概觀したが、それはまさに英國社會主義思想の推移そのものを現は

すものである。炭鐵國有化に現れた炭鐵労働者の考えは英國的社會主義の典型的なものとも云える。しかし大戦が終るまで國有化は階級斗争としての條件をもたなかつた。それを與えるものは大戦後の一般的危機である。

註(1) Harold Cox : The Coal Industry. Danger of Nationalisation. 1919. pp. 1-2.

(2) 一八九二年のT・U・Cの決議は次の様である。

「本會議は殆んど七五萬の労働者が國家の所有物である生産物を地下から採掘するに従事している事實に鑑み、炭鐵業も亦郵政省と同じく國家の一部局たるべしという意見である。従つて前の事實及意見を具現する法案を準備するよう議會委員會に指示する。」

(Page Arnot : The Miner. 1949. p. 184.)

(3) Hally Pollitt : The future of the General Council. The Labour Monthly. Vol. 3. 1922. p. 155. *“Hardy and the Nationalisation”* and *“No more war”* in T. D. U. C. *“Hardy annual”* and *“Hardy”* p. 50.

(4) Page Arnot : The Miner. 1949. p. 301.

(5) 一八九七年一月ロンドンで開催された第八回國際會議でフランスより國有化が提案された。英國代表のうち大英坑夫聯合の大部分は賛成したが、ジョン・ウィルソン (John Wilson) と坑夫全國組合代表は反対し英國代表は分裂した。(Ibidi, p. 383.)

(6) H. Stanley Jevons : British Coal Trade. 1915. p. 488.

(7) ウェップ労働組合運動史荒畑譯下卷二八三頁掲載。

(8) G. D. H. Cole : A short history of the British working class movement. 1947. p. 325.

(9) ウェップ労働組合運動史荒畑譯下卷二八七頁

前掲書二八七頁

(10) 一九一八年大英坑夫聯合は次の如き決議を行つてゐる。

「この大會の意見によれば、全産業を私的所有及び私的支配から労働者及び國家による共同の支配及び管理を伴う國家所有に

移譲するの、明かに國家に有利なる時期が炭鑛業の歴史上に到來した。この意見に従つて、産業上の新發展局面に徴して本法案が法律となる時、上記共同の支配及び管理に關する規定を作るように、炭鑛國有の法案草稿（一九一二年スワンシー大會で一致を見、その後執行委員會及労働黨により修正されたが）を直ちに再考すべきことを全國執行委員會に指令する。更に提案草稿について執行委員會から報告をうけ、且つ新法案の法律制定を確實にするよう全國の労働黨と協力すべき最良の手段を決定するため早期に大會を開くことを決議する。」

(G. D. H. Cole : Labour in the coal-mining industry, 1923, p. 70.)

尚これについてノトザムバーランド坑夫組合の Mr. Straker は次のように述べている。

「一九一二年以來、その問題に關しての考えは成長成熟しつつある。即ち今や坑夫は單に國有化を求めろのみでなくて炭坑の共同管理を要求して居る。」

(Harold Cox : The Coal Industry. Dangers of Nationalisation, 1919, pp. 13—14.)

(二) 一九一九年の國有化斗争

第一次大戦後の一般的危機が英國に於て如何に炭鑛業に焦點的にあらはれたか、炭鑛労働者が如何なる状態におかれたかはすでに述べたところである。この危機が基本的には炭鑛業の生産構造の諸矛盾に基因する限り、炭鑛労働者にとつて、自己の經濟的諸條件の改善は炭鑛業の生産構造そのものの基本的改善以外に達成し得ないことを認識するに至つた。従來からの要求であつた國有化は、一般的危機の段階に於ては理念的性格のものではなく、現實的な要求、且つその中心的なものとなつた。

第一次大戦後労働者階級は如何にして國有化の必要を考え、如何なる内容をもたらしめていたのであるか。大英坑夫聯合書記フランク・ホッジス (Frank Hodges) の見解はこれを示すものである。彼は大战後の炭鑛業の問題

を次の如く述べる。「われわれはかくして生産の減少と同時に利潤の増大に直面している。これは健全産業と性格づけられるか。商品として怖しく高い價格を支拂うことにより、多額の利潤を興えねばならない消費者は、炭鑛業私的所有、及びその支配の下で、期待に値する利益をもたらしにくる産業としてみなすことが出来るか。われわれはこの非常に價値ある商品の莫大な貯蔵をこの國に持つているという事實に鑑みて。」鑛區使用料の非合理性、生産及び消費過程に於ける浪費、生産性の減少、生産費の増大、實質賃金の低下、すべてこれらは資本制生産による私的企業の諸矛盾から生ずるものとして、炭鑛業當面の問題を具體的に提起する。即ち如何にして私的企業による缺點は矯正され得る、當産業は自立され得るか、好條件が労働者により享受され得るか、公共の利益となるか、全體として炭鑛業がすべての依存産業の永續的福祉をもたらすような方法で擴大され得るか、諸問題である。その解決方法を彼は國有化に求めて次のように述べる。「すべての利益を包括する計畫は國有化として知られている。國有化なる考えは一特殊産業の、例えば炭鑛業、本來の諸困難から發展して來たのでない。労働者の心の中に成長してきた熱望であり、過去五十年間經濟人によつて討議されてきたものである。」

では國有化の意味を如何に解していたのであろうか。いうまでもなく炭鑛國有は國家による全炭鑛の所有を意味する。問題はその實施にあつた。一つは補償の問題であり、一つは管理の問題であつた。ホツデスは株式の國家移讓については補償をみとめ、唯補償を支拂うことによつて國家或いは産業に負擔を長びかすような形での補償を許さず、補償は生産に準據すべきとの主張を行う⁴⁾。問題の第二點、管理については「官僚的管理」(bureaucratic administration)⁵⁾ではなく、國家政策の理念と一致した能うる限り地方分權式(decentralisation)をとり上げる。

ホツデスの見解を代表せしめて労働者階級の國有化についての基本的概念を明らかにした。しかしホツデスの

見解が眞に労働者階級の主張を代辯するものであるかどうかが問われねばならない。炭鑛労働者が國有化を自己の階級的利害の點から、公共の利益の立場から、全産業的利害の立場から提起したこと、並びに労働者の管理を要求したことに異論はなかつた。補償については異なる。労働者階級の中に、有償は現在の所有者の利潤以上のものを國家が保證することであり、それによつて炭鑛資本の海外投資を可能ならしめ、労働者階級の課税を増すものであつて、國有化を資本主義的合理化に代替せしめるものであるという強硬な主張を見出す。補償問題をめぐる労働者階級内部の見解の相違は極めて重視すべき對立である。

補償問題について内部的對立を有しながらも、ホッヂスの見解が支配的であつた。一九一八年の大英坑夫聯合案として提出されたものはこのホッヂスの見解の公的表現である。

第一次大戰後の國有化斗争は、この一九一八年の案に基いて一九年當初から行われた。それは賃金三〇%の増額、六時間制の實施、炭鑛國有化（これが中心的）が要求として出された。労働大衆はストライキを以て斗争ことを決意したのである。⁵⁾

政府は賃金問題のみに限定して交渉せんとするも事態の重要性に爭議の延期策をとつた。即ち調査委員會の設置を提案し、三月一日委員會を發足せしめた所謂サンキー委員會 (Royal Commission of Inquiry into the coal industry) である。

サンキー委員會の構成は坑夫聯合の力によつてその半數は労働者代表であつた。委員會の目的は炭鑛業の地位及び條件の調査、特に一賃金、時間が炭鑛労働者の各種等級で差があるか、ありとすればどの程度まで、如何なる方法で賃金は増額され、時間が短縮されるか二賃金、労働時間、労働條件の不均等があるか、あればどの程度

是正されるか(三)生産費、分配及び全體としての炭鑛業組織(四)將來の炭鑛業の機構等にあつた。

サンキー委員會が政府による争議回避手段である以上、ストライキ開始前に報告が必要とされ、従つて事實開始期日直前に中間報告が發表された。委員會の中間報告は各界代表によつて三つに分れた。労働者階級を代表する委員は三〇%の増額、一九〇八年の八時労働法の改正(六時間制)、坑夫及び消費者のための國有を結論し、坑主代表は賃金及び労働時間問題に限定し、賃金は成年労働者一日一志六片、年少者九片、労働時間は七時間(坑外は八時間)にすべきことを主張し、サンキー議長の代表する中間派は賃金を成年一日二志、年少者一志、労働時間は一時間の即時短縮と共に更に事情によつて一九二〇年末一時間の短縮を論じ、産業機構については労働者の企業参加の方向を準備する國有を暫定的に勧告した。

サンキー委員會に於て最も現在の炭鑛業組織に最も批判的證言が戦時中の政府要員よりなされ、¹⁰⁾その證言によつて個人企業の非經濟性は暴露されたのであつた。これに基いて委員會は個人所有の諸缺點を指摘し、¹¹⁾暫定的に次の如き報告を行つたのである。

今まで既に與えられた證言に徴しても炭鑛業の所有及び労働の現在制度は否定されているのであつて、國有即ち國家買収による統一方法が又共同管理か何れにせよ何等かの他の制度が現在にとつて代らねばならぬ。¹²⁾

サンキー委員會の中間報告に至る第一段階は現状の統計的分析であつた。政府は議長報告の實施を約し、これに基いて交渉が開始され、輿論も委員會報告を受諾し、その今後の活動に俟つことに決定して罷業は延期された。¹³⁾政府の意圖は成功した。政府は攻勢の準備を行い、坑主は勢力の結集を計り得ることになつたのである。四月末より委員會は將來の産業機構についての検討を行つた。労働者階級は鑛業權の無償沒收と共に産業の所有移

に組織労働者の参加による管理方式を要求した。ここに於て委員会は再び内部分裂を生じ、統一意見は鑛區使用権の國家への移讓（但し有償労働者は無償を主張した）、炭坑、地區委員會に於ける労働者の經營參加許容に止まつた。炭鑛の國有化は大部分の賛成に抱らず坑主及び Arthur Duckam によつて反對された。坑主は直截的に拒否し、認められた諮問的委員會の設置は何ら現状を變えるべき性質をもたなかつた。（既に同一機關があつた。）¹⁴⁾ ダツカムは私企業でのトラスト化を主張し、労働者階級はサンキー議長の提案（『多數意見』）と同一で鑛區使用権及び炭鑛業の國家移管を提案した。（但しその管理については兩者異る。サンキーは連合地區評議會及び炭坑委員會を主張し、労働者は全國炭鑛評議會に責任を與えようとした。これは全國、地區、炭坑の各委員會の任務の區別が明確でないために責任を全國炭鑛評議會に與えようとしたもので、不適當な中央集權には反對していたことに變りない。）

大英坑夫聯合にとつてサンキー報告との本質的差異から、從來の要求を貫徹するか、現實的にサンキー報告の實現に斗うかの問題となつた。かくて聯合は「坑夫は委員會の多數派勸告を直ちに實效あらしめるべく十分な支持を與える準備をもつ」として後者に決定した。¹⁵⁾ 現實的條件によつて第一歩の妥協がなされた。

「その精神と文字通り」(In the spirit and in the letter) ¹⁶⁾ 委員會報告の實施を約束した政府は、坑主側の利害に立つて半年足らずの後に國有化を拒否するに至つた。報告後に行われたヨークシャーの争議が直接政府に對抗するものであり、従つて社會不安を生ずるものであるという理由で國有反對の論據とするにせよ、本質的には資本利害の擁護に立ち、資本家階級利害の代理執行の役割を果すものに他ならなかつた。¹⁷⁾

國有化は前記ダツカム案の私的企業機構を基礎にした劃一的統制に變質せしめられたのである。この政府の資本家への完全な從屬は労働者階級に對する背信行爲であり、大僞稱 "The Great Balayat" ¹⁸⁾ であつた。

政府の拒否に對して英國労働者階級は全勢力を結集して、サンキー委員會勸告の即時履行を再確認し、労働組合會議に訴え、一九一九年九月労働組合會議もこれの支持を決定している。これに従つて労働組合會議は第一段としての政府の變更是正、第二段として大衆の啓蒙を行つた。しかし労働組合會議の斗争は國有化斗争としての性格を喪失し、啓蒙活動そのものに志同された。かくて一九二〇年三月特別労働組合會議の招集となり、國有化のための全國罷業の賛否を問うたのである。その結果は賛成 \parallel 五二四、九九九票、反對 \parallel 三四四、〇〇〇票、反對の中にはヨークンヤ、ダーラム等の九地方があり、聯合は分裂を生じた。これは坑夫聯合右派と他産業労働組合右派との結合による結果である。これは又労働組合會議に明白に反映した。労働組合會議は(一)全國罷業での労働組合活動か、(二)總選舉準備の政治的宣傳とするかの形での賛否を求め、一、〇五〇、〇〇〇票に對する三、七三二、〇〇〇票で議會活動の採用、直接行動の否決とされた。尙坑夫の大部分は直接活動を望んだのであるが。

労働組合會議の決定は労働黨政府の樹立に俟つことであつた。“a general Trade Union strike for nationalisation”は“wait for the Labour Government”に代えられたのである。この採決は決定的意味を持つ。何となれば國有化斗争はこれによつて破滅せしめられたからである。運動は再び賃金斗争に舞い戻つた。

一九一九年の國有化斗争の目標は炭鐵の國有化とその後の労働者の管理参加であつた。これによつて賃金、労働條件の根本的改革を圖らんとしたのである。その原則は現實に歪曲され、妥協の結果は遂に目標そのものの變更に到つたのである。この斗争に於て資本階級と國家權力と結合、坑夫聯合、労働組合會議での右翼勢力の擴大が指摘されねばならない。炭鐵労働者大衆は資本家階級の力と政府の裏切りに斗争の力は弱化せしめられ、右

翼勢力によつてその要求は非認されたのである。即ち政治的經濟的罷業は指導者層によつて經濟主義に轉化せしめられた。

註(1) フランク・ホッチェスは一九一八年より坑夫聯合の書記となる。

(2) Frank Hodges : Nationalisation of the mines. 1920. p. 58.

(3) *Ibid.*, pp. 85—86.

(4) *Ibid.*, pp. 86—87.

(5) *Ibid.*, p. 92. 「官儉的普通」はマクドナルドの理念を記した。その點を參照。

(6) Mr. Straker (Secretary of the Marlhamberland Mines' Association), Robert Smillie (M.F.G.B.) の見解を同様に記した。

Harold Cox : The Coal Industry. 1949. p. 14. Report of the Nineteenth Annual Conference of the Labour Party. p. 146. 參照。

(7) Arthur Horner and G. A. Hall : Communism and Coal. 1928. p. 136.

(8) 一九一九年二月、十二、三日の坑夫聯合協議會でストライキ決定を投票に即ち、(一)三〇%の増額、(二)六時間制、(三)

徴兵坑夫の労働組合賃金率での扶養、(四)炭鑛の國有、(五)政府がもし上記要求を認めならそれを確保するため全國スト

ライキに賛成するか。……以上五項目の賛否を問うことと決定した。政府は二月二十四日炭鑛業委員會法案 (Coal Industry

Commission Bill) ——これが後の Royal Commission of Inquiry into the coal industry の基礎となる)を下院に出してストライ

キ決議に努めた。二十五日六一五、一六四票に對し一〇五、〇八三票でストライキを決定した。

(9) 委員長……Justice Sankey 政府任命……Arthur Balfour (a steel manufacturer) Arthur Duckham (an engineer) Thomas

Royden (a shipowner) 炭坑主代表……Evanus William, R. W. Cooper, J. T. Forgie 坑夫聯合首名……Robert Smillie, Herbert

Smith, Frank Hodges Leo Chiozza Money 政府及び坑夫聯合兩者一致……R. H. Tawney, Sidney Webb.

(10) Viscount Haldane. Sankey Report. 25,559—25,648 參照。

(11) 個人所有による欠點一四項目が the Acquisition and Valuation of Land Committee で指摘されてくる。例えば所有者は彼等の利害關係から發展を制限する、地理的諸條件によつて科學的研究に基づく炭鑛發展の一般的計畫の缺如等。

Sankey Report, IX.

(12) 一九一九年四月十五日投票、政府案賛成 二六九三、六八四票、反対 二七六、九九二票

従来 Cancellation Board, Joint Conference. ほかあり。

(14) G. D. H. Cole : Labour in the coal-mining industry, 1923. p. 105.

(15) Sidney Webb : The story of the Durham Miners, 1921. p. 105.

(17) サンキー報告後下院での資本階級三〇〇名の國有化反対署名運動は政府の態度を變更せしめ、政府はその後、炭坑主と財政的調整の新たな計畫を秘密に行つてゐる。(Ibid., p. 107.)

(18) Ibid., p. 105.

(19) G. D. H. Cole : Labour in the coal-mining industry, 1923. p. 120.

(三) 一九二〇年の斗争

一九一八年に大英坑夫聯合の炭礦國有化案が提案され、次いで翌年サンキー報告をめぐつて現實的な國有化斗争が行われた。しかしこれは資本家階級及び國家權力の攻勢によつて、又労働指導者の經濟主義的、現實への妥協態度によつて労働者階級の分裂を生じ挫折するに至つた。労働者階級の妥協的態度及びその統一の缺如は、一九二〇年に於ては坑主側勢力の増大、現實的には政府による立法措置、として先づ現われたのである。

一九二〇年三月政府は炭坑緊急法案 (The Mines Emergency Act) を通過せしめた。労働者はサンキー中間報告に基いて坑主利潤を制限すべく修正意見を出したが無修正で制定され、これによつて坑主はサンキー勸告の屯當り一志二片以上の利潤を政府によつて保證されたのである。將來の産業組織については何らの規定も行わなかつた。この具體的計畫は八月の鑛業法 (Mining Industry Act) となつて現われた。鑛業法は「炭鑛管理の改正を規定し、

炭鑛業を規制し、鑛業及びそれらに雇用されている人々と關係ある他の目的のため」のものであつた。構成は三部に分れ、第一部は鑛山局 (the Mines Department of the Board of Trade) の設置、その權限、構成を規定するものであり、第二部は炭鑛の調整に關し、サンキー勸告のそれに代る政府案の具現であり、第三部は坑夫福利基金の規定である。²⁾

勞働者階級はこの鑛業法をサンキー報告の多數意見の具現でなく、ダツカム案¹⁾私企業制の回復を意圖するものである、全國劃一的賃金制を要求する大英坑夫聯合の分裂を策したものであると考へた。³⁾従つて政府による法の準備に際し、いち早く聯合はその態度を表明した。

「この大會は鑛業法案を檢討した結果、もしそれが法律になるとすれば法案の效果發生を拒絶するよう決定し、下院通過を阻止すべく隨時凡ゆる手段を使用するよう勞働黨に勸告するものである。」(一九二〇年六月)

法律制定後は各委員會に委員參加を拒否することによつて消極的な反對をなすに止まつた。資本及び國家は立法措置によつて炭鑛勞働者の國有化の原則的要求を弱化せしめたのである。

一九一九年には中心的要求であつた國有化はその斗争の挫折後如何に考へられていたのであらうか。國有化の原則を坑夫聯合は放棄したのであらうか。次の坑夫聯合の一九二〇年次大會での決議はこれに答えるものである。

「この大會は炭鑛業を國有化するため法律制定についての政府の違背を遺憾に考へ、そして炭鑛業が公有され、國家と從事している技術的及び筋肉勞働者の代表との間で運営されない限り、社會の利益の満足な基礎として炭鑛業は決しておかれたい、⁴⁾という信念を再確認し、政府が炭鑛業の所有と經營について、この基本的な變革を遂げることを餘儀なくされるまで勞働者階級の考へを教育し組織しつづける決意をもつものである。」

「我々は炭礦が國有化するまで炭鑛業の政府統制の繼續を要求する。」⁵⁵⁾

これらの決議によつて明らかであるが、聯合は國有化の要求を忘れてはいなかつた。しかしここには要求實現のため、何等自らの力によつて斗いとする決意はみられない。國有化の決意は労働者の「教育」と「組織」におかれている。しかし問題は「斗う組織」たるか否かにある。斗争せずにして政府が國有化を餘儀なく行うとでも考えたのか。再び過去の「hardy annual」に後退した。その決議が「academic character」⁵⁶⁾と稱せられるのも當然である。

かくして一九二〇年の斗争は全く賃金斗争に變質したのである。國有化實現のための直接行動は坑夫聯合の執行委員の大部分によつて反對され、一般的危機の深化によつて生じた坑夫の經濟生活の消極的維持に、即ち實質賃金の向上に問題は限定された。

「本執行委員會は政府に次の事を要求するよう年次大會に勸告する。凡ての國內用石炭價格トン當り一四先二片の即時引下げ、十八歳以上の坑夫連合の全組員に一日二志の増額、十八歳以下十六歳までの一日一志、十六歳以上の一日九片の増額」

右の六月二十一日に出された執行部案は可決され、これに基く交渉は政府の拒否に行詰りとなつて、八月十二日全國大會で、政府拒絶に對する對策を組員に問うことに決定した。投票の結果は罷業に賛成が三六七、九一七票の多数を示した。⁵⁷⁾従つて九月二日に同月二十五日よりストライキを指令したのである。その後も政府の態度は強硬であつて、炭價については議會承認すみのものとして拒否、賃金についてはこれを Industrial Court による調停案を示した。この調停についての政府案は坑夫聯合によつて反對され、政府は代案として生産量による賃金規定を提案した。この案が労働強化を強いるものとして拒否した坑夫聯合の態度は當然であらう。かかる情

勢に於て坑夫聯合が労働組合會議及び三角同盟の他の組合に支持を求めた。しかしそれ等は炭礦労働者の立場に同情しても何ら積極的支持を行うものでなかつた。坑夫聯合は遂に一時的解のために、現實の事態に徴して賃金を生産の關係で決定する政府案に妥協した。かくして問題は基準生産量決定に移り、ここに再び双方の意見對立が生じ、十月十六日より十一月三日に至る問題罷業が行はれた。その間主要な組合活動は次の通でありある。

十月二十日 全國鐵道従業員組合代表會議……二十四日に妥結しない場合にはスト決行、を決定

交通労働者連合執行委員會……ストライキについては尙未決定

二十三日 坑夫連合執行委員會……政府よりの會合申入れについての受諾

全國鐵道従業者組合へのストライキ延期申入れ

二十四・五日・六日 坑夫連合との政府交渉……基本的な一致をみず

遂に二十八日暫定的取きめに到達しこれを組合大衆の輿論に問うことに決定した。即ち

(一) 二志増額を十一月末までに認めること

勞資双方は將來の計畫について會うこと、それは一九二一年三月三十一日まで政府に従うこと

(二) 一時的に賃金は全生産量と生産價格に應じ、變化すること

(三) 二志の増額は二四六ト二五〇(百萬トン)、五七六、〇〇〇磅の價值に相應して行われること

(四) 四百萬トン、即ち二八八、〇〇〇磅の増減に對し、六片増額すること

執行部はこれを受諾するよう組合員を指導した。その結果は受諾Ⅱ三三八、〇四五票、反對Ⅱ三四六、五〇四票、反對數は八、四五九票多數であつた。しかし坑夫聯合指導部は票決には三分の二多數を要する規約に準據して反對多數にも抱らず受諾に決定した。ここに於て罷業は指導者によつて終らしめられたのである。

われわれは一九二〇年の斗争経過を明らかにしたのであるが、第一にこの斗争は國有化については何らの關係

を持たない、單なる賃金斗争としての性格をもつものである。第二に労働大衆と指導部の運動方針の差異が指摘され得る。即ち最初の一日二志増額及び炭價切り下げの目標は執行部の妥協によつて炭價問題は除外され更に賃金は生産量に従屬させる政府案への修正となつた。且つこの修正は大會の委任なきままにされたものである。支配的指導者は一貫して賃金問題にのみ限定し、且つ常に「現實に徴して」妥協を重ねる態度をとり、更に組合民主制をも否認する行動をとつた。この間依然として労働大衆は國有化の理念を保持していたのである。坑夫聯合に於ける指導者内部の左右の對立、⁽⁹⁾上層部と下部労働大衆の見解の差異は一九二〇年の賃金斗争を全くの一時的解決たらしめ、依然として基本問題は残されていたのである。

註(1) John Thomas : The miners' conflict with the mineowners. 1921. p. 18.

(2) 一九二〇年鐵業法(イギリス)は「英國の炭坑委員會」

森田真雄氏(社會政策時報第二〇號掲載)參照。

(3) John Thomas : The miners' conflict with the mineowners. 1921. p. 19.

G. D. H. Cole : Labour in the coal-mining industry. 1923. p. 123.

(4) G. D. H. Cole : Labour in the coal-mining industry. 1923. p. 132.

(5) *Ibid.*, p. 137.

(6) *Ibid.*, p. 137.

(7) W. Livesey : The Mining Crisis, its history and meaning to all workers. 1921. p. 6.

(8) *Ibid.*, p. 6.

(9) 鐵道はストライキの失敗を考慮し、仲裁による解決を坑夫聯合に勧告し、交通はストライキ反對の態度を示した。(G. D. H. Cole : Labour in the coal-mining industry. 1923. pp. 151—152.)

(10) W. Livesey : The Mining Crisis, its history and meaning to all workers. 1921. p. 11.

(四) 一九二一年の斗争

一九二〇年の斗争は炭鑛の引下げ賃金の増額をめぐる斗争として、炭鑛労働者の經濟條件の一次的改善のために行われ暫定的な解決に終つた。その前年に展開された斗争が、労働諸條件の改善は生産機構の根本的な變革による以外に行えないという認識の下に於て、國有化を目標に行われたことを顧みるならば、一九二〇年の妥結が恒久的解決に迫られることは當然である。炭鑛労働大衆は私經營主義を破滅し、産業の統一と云う社會主義的理念を持して、根本的解決を欲していたのである。一九二一年の斗争は労働者が原則として保持する國有化の理念と如何に關係を持つものであるか。

一九二二年の斗争は一九二〇年の妥結に残された課題——恒久的制度化をめぐるものであつた。即ち賃金率の決定、その機關の制度化にあり、賃金率の問題として提起されたものであつた。

現實の賃金體系が戦時の物價騰貴による幾度かの賃金改正によつて極めて複雑化し、¹⁾これの簡素化が必要であつた。(これに關する限り勞資の見解は一致していた。)第二に戦後の基準での賃金の統一化が必要であつた。労働者階級は各階級、地方による賃金差の全國的調整を要求し、資本案階級は地方を基礎にする賃金規定を主張した。一九二〇年よりの恒久的賃金制度の交渉はまず全國賃金委員會 (National Wage Board) 設置について行われたが、その機構について勞資の見解は相違した。即ち前者はこれを全國的基礎による賃金決定機關たらしめ、後者は地方差に基く賃金上の困難の調整機關たらしめんとした。この對立のままに政府による統制解除を向えねばならぬ。政府は労働者階級の強硬な反對にもかかわらず(資本案階級は當初反對せるも後に政府からの利潤保證を得て同意した)

統制時期を早めた。これは海外市場喪失に基く炭礦業危機の深化、一つは労働攻勢に對處するためであつた。²⁾ 統制解除は賃金の減額、賃金地域差を必然化せしめる。賃金改訂は緊急に問題化した。三月三十一日の統制解除を前にしたこの情勢に於て、賃金全國統一の要求は單に全國賃金委員金のみでなく、全國利潤プール制 (National Pool) として具體化した。しかしかかる要求成立の過程に於て、労働大衆の中には、組合活動の事項として、又現實的目標としての國有化を放棄するに對する失望、如何なる賃金協定も國有化を遅延させてはならないと云う希望のあつたことを看過することは出来ない。³⁾ これに對して指導者は現實の條件のもとでの最善は各地方での最善の賃金を確保することにあるとした。⁴⁾ 一九二一年の斗争に於て目標設定の第一段階に國有化の要求を放棄したのである。

次いで全國賃金委員會と全國プール制度の要求が大英坑夫聯合によつてなされる前に指導者は、再び現實への妥協の態度が現れた。即ち執行部が、全國プール制度の要求放棄を考慮したことである。執行部は次の如き勸告を協議會に行つている。

「我々は協議會がその決議に基いて各地方の意見を徹することを協議會に勸告する。即ち各地方は全國委員會及び全國プールの政策を一時放棄し、地方基準で一時的協約を確立すると云う見解で交渉を遂行する権限を執行部に與える用意があるか否か、何となれば現在の景況、價格の状態は正常でない。⁵⁾」

執行部は確固たる信念を保持していなかつた。しかし全國委員會、全國プール政策は地方機關によつて堅持された。⁶⁾ かくして勞資双方の對立要求が政府に呈出されたのである。

坑夫聯合要求

坑主側返答

一、全國賃金委員會……地方賃金委員會

二、全國プール……反對・自由競争

三、一律増加を伴う……一九一四年基準、
一九二一年新基準……比率増加を行う

坑夫聯合要求

坑主側返答

四、利潤基準は賃金の……賃金の一七%

五、剩餘分の配分……一〇% ……二〇%

剩餘利潤として
資本家に一〇% ……二〇%
賃金として坑夫に……九〇% ……八〇%

坑夫聯合の要求のうち重要なものは全國賃金委員會と全國プール制度である。英國炭鑛業の不均等發展による各地賃金差の是正のために、賃金の統一的規制を全國的に行うために、この委員會の設立を、又全國プールの主張した。兩者は不可分の關係にある。何となれば全國賃金委員會は全國プール制度を伴つて始めて效力を發し得るからである。全國プール制は最初南ウェールズ坑夫聯合によつて提案されたものであつて、將來の賃金制度は炭鑛業の平均的支拂能力に基かしめる。(一)プール制度を設けず平均賃金を定めた場合、これは支拂能力なき炭鑛を脱落せしめ、失業者を生ぜしめる。(二)平均支拂能力に基いて賃金を定め、平均賃金の支拂額以上に利潤を得ている企業はその超過分をプールし、劣悪な企業に譲り平均賃金を確保する。これは實際的且つ公平な提案である。(三)この方法にかはるものとしては利潤の少い企業での賃金を基準とし、これをすべてに適用して均一を計る。これは賃金を常に低く、資本家利潤を大ならしめるものにはすぎない。かくて第一第三案、即ちプール制度のない場合の統一的賃金制は低賃金もしくは失業を生じ、第二案プール制度が必要となる——これがその主旨

である。その基本概念は最低賃金確保にあると考えてよい。

坑夫聯合指導者が全國賃金委員會及び全國プール制を以て社會化への手段とし、如何に國有化理念と結合させようとも、それは全く資本主義機構を前提とする賃金制度の問題以外の何物でもなく、如何なる意味に於ても炭礦所有權の社會化を基本とする國有化理念とは質的に異なるものである。斗争目標設定の第一段階に國有化の要求を放棄したと述べた所以これである。三月三十一日統制は終り、前記要求を對立のままに全國的操業停止が始まつた。

政府は四月四日緊急法 (Emergency Powers Act) を出し事態にそなえた。一方政府は交渉再開を希望したが、政府案は坑主側の返答と同一であり、遂に十二日坑夫聯合はこれを拒否し分裂に至つた。三角同盟の他の組合も八日に支持ストライキの指令を發したが、坑夫聯合の政府との交渉結果をみるべく十一日にストライキの延期を聲明した。しかし十二日完全に分裂したのである。政府は全國賃金委員會のみを取り上げ、全國プール制は産業活動の手段によつて政治目的を獲得せんとするものであると考えた。首相ロイド・ジョージ (Lloyd George) の下院での聲明はこれを示すものである。

「遺憾であるが大英坑夫連合は先ず二つの基本問題が解決され都合よく妥結されるまで、賃金額についての問題を討論することとは出来ない」と云う線をもつている。それは非常に強固である。一つは賃金の全國的規定であり、一つは全國プールである。前者の問題についてはすでに賛成意見を我々は主張した。全國プールの提案に關しては同意しなかつた。何故なればそれは統制の再建を含み産業にとつて又全社會にとつて有害であると考えるからである……」

かかる情勢に於て坑夫聯合書記ホツヂスは現實的解決として地方基礎での恒久的解決、即ち賃金問題に關して

の政府提案を考慮する用意のあることを述べた。全國プール制は除外され、全國的基礎は地方基礎に置き換えられんとした。これに基いて直ちに政府は交渉を申入れた。それが坑主の主張に一致していたからに他ならない。しかし政府申入れに對し執行部は全國賃金委員會全國プール制の原則を堅持してこれを拒否し、ホツヂスの案は否決された。執行部の不統一、これは組合勢力の弱化を意味する。それは外部諸組合との關係にも現れたのである。即ち鐵道従業員組合は坑夫聯合に交渉繼續を申し入れるも、坑夫聯合は拒否し続け、遂に三角同盟の他の二組合は全國プール制を政治的なものとして十五日分裂した。“Black Friday”これである。坑夫聯合は孤立のまま斗つた。二十八日政府は從來の方針のままに唯一、〇〇萬磅の補給金を申し出た。これに對しての拒否、しかし坑夫聯合は對內的に、對外的に全くその實勢力を失つていたのである。遂に五月二十九日政府は國家權力をもつてする解決強行策 (Act of Parliament) を臨んできた。まさに「飴」上「管」の政策である。これにも反對した。それ以後は勞資双方の直接交渉に移り、坑夫聯合執行部は六月減額二志受諾に決意し、全國委員會の設置（これは坑夫の主張したものに權限はない）地方基準での賃金規定等十三項目の資本家階級の申入受諾を大衆に問うたのである。組合員大衆は原則を維持し、拒否の態度（贊成一八〇、七二四、反對四三五、六二四）を示した。その結果は政府の補給金申出の撤廢の聲明となり、執行部は遂にこれに服じた。その決定は大衆の直接投票によらず、地方機關の態度決定に従うこととして受諾するよう地方機關を説得したのである。直接投票によつて生れる大衆の拒否の態度を怖れたからである。かくして七月一日、三ヶ月に互る争議は全く敗北のうちに、且つ組合民主主義破棄のうちに終つたのである。

一九二一年の斗争は終始下部組合員大衆の不滿、指導部による偽瞞にみちたものであつた。目標設定の第一段

階に於て國有化の理念を放棄され、全國委員會と全國プール制の目標が決定された。その後はこれの遂行を下部大衆はあくまで堅持したにも拘らず、斗争過程に於て指導者は賃金問題に限定せんとし、遂に最後段階に於て斗争目標は執行部によつて歪曲された。且つ争議妥結決定方法に於て、組合員大衆の投票方式は行はれなかつた。妥協のために組合の民主的決定方法も歪曲された。且つ妥結條件そのものが労働者階級の窮乏化を生ずるものであり生活の困窮、失業の増大によつて組合員大衆の不満は倍加された。「大英坑夫聯合は斗争組織でなくて共済團體である¹⁴⁾と大衆が感じたのは當然であろう。斗争を敗北に至らしめた決定的要因は「Liveseyの云う如く、政治的偏向にあるのでなく、むしろかかる目標の不明確にあつたと考えてよいであろう。(その他闘争の失敗の原因として連合組織機構、財政面、連合諸組合の背離、資本攻勢等があつたことはもうまでもない)。

註(1) Price-list earnings, District percentage, Piece-work adjustment for shorter hours, Advance of March 1920, War Wage Sanket wage 4人成りなり。

- (2) G. D. H. Cole : Labour in the coal-mining industry, 1923, p. 173.
- 元來統制解除は交通、鐵道同時に行われる筈であつたがそれは激しい労働攻勢を招く怖れありとして炭礦業を早めた。
- (3) W. Livesey : The Mining Crisis, its history and meaning to all workers. 1921, pp. 18, 28.
- (4) Ibid., p. 26. Hodges の見解が指摘される。
- (5) Ibid., pp. 32—33.
- (6) モートン・シャノール・サムバーランドと小五地方は執行部案に賛成し、南ウェールズ、スコットランド、デンカシヤ、ダーラム、ウェストランクス及び八地方は反對した。(G. D. H. Cole : Labour in the coal-mining industry, 1923, p. 185.)
- (7) John Thomas : The miners conflict with the mineowners. 1921, pp. 35—36.
- (8) Parliamentary Debates, House of Commons, 1921, Vol. 140, 129.
- (9) Ibid., 272, 693.

Hid., 1476, 1477.

(10) G. D. H. Cole : Labour on the coal-mining industry. 1923. pp. 211—212.

(11) Parliamentary Debates, House of Commons. 1921. Vol. 140, 1479.

(12) 首相よりホッヂキス宛十五日附書簡は次の通りである。

「ホッヂキス殿

昨夜下院での會合に出席した數人の人が貴方の最後の申入れの目的を私に傳えてくれました。彼等は貴方の申されたままの言葉づかいではありませんでしたが、しかし彼等の受けた一般的印象は今や貴方がプール制の論議を出さず、たとえなされる協約が一時的であり、又たとえ將來恒久的解決が取扱われる時があるとしても、全國プール制の提案については現在には討議續行を固執せずに交渉する用意があるというものでした。

もしこれが貴方の提言の正しい表現であるならば、私は賃金問題検討の最もよい方法を考えたく、本日午前十一時産業委員會での坑主との會談に貴方側代表のお越しをお待ちします。

ロイド・ジョージ」

(13) Rolson は次の如き見解を表明している。

「我々は賃金問題を討議することは出来ない。我國は従來の全國プール制と全國的規制賃金制度を堅く主張しなければならぬ。我々は全國中の組合員諸君の同情を得てきた。」(W. Livesey : The Mining Crisis, its history and meaning to all works, 1921. p. 42.)

(14) J. T. (Member of the Yorkshire Miners' Association, and ex-Deputy). Life of a coal-miner. Labour Monthly. Vol. 5. 1923. p. 291.

(15) W. Livesey : The Mining Crisis, its history and meaning to all workers. 1921. p. 69.

六 結 語

英國に於て國有化問題が階級斗争として炭鑛業に現われたことは、資本制生産諸關係の矛盾を最も多く炭鑛業が有し、且つ炭鑛労働者が十九世紀末の近代社會主義の成立と同時に大英坑夫聯合という全國組織力をもち得た事情による。

既述した如く、炭鑛國有化は十九世紀より労働者の要求であつた。その要求は社會主義思想の變遷に照應し、或いはヘンリー・ジョージの土地國有論が、或いはケヤ・ハーデイの社會主義思想が、或いはトム・マンのサンデカリズムが反映した。それらの社會主義思想を消化して英國労働者階級の國有化概念は形成されたのである。即ち生産手段の國家所有及び民主的管理の二大原則の理念であり、合法的運動によるその實現であつた。しかしこの國有化理念が階級斗争として現實化したのは第一次大戦後の一般的危機に於てであつた。英國炭鑛業の一般的危機が炭鑛業の生産機構の諸矛盾、即ち鑛區使用料の問題、不均等發展等々に基因し、第一次大戦後のコスト高、市場の喪失等によつて深化した。それは直ちに炭鑛労働者の生活條件の劣悪化でもあつた。賃金及び労働諸條件の改善は國有化以外にはあり得ないことを彼等自身認識し、ここに於て第一次大戦の國有化斗争が展開されたのである。

國有化斗争は一九一九年、政治的斗争と經濟的斗争の統一的斗争として開始された。しかし一九二〇年は全くの賃金斗争であつた。一九二一年は全國賃金委員會、全國利潤プール制の獲得に斗われた。一九二二年の斗争を國有化への過渡的斗争の意義をもたしめようとするにしても、それは最低賃金制確保の斗争であり、利潤分配の斗争であり、一九一九年の性質とは異にするものである。この意味に於ては國有化斗争は一九一九年の斗争で終

つたものと考えられる。この間にあつて國有化・斗争の生産手段の國家所有、民主的管理の原則を最も堅持したのは、労働大衆であつて彼らは自己の劣悪な生活條件からその目標を見失はなかつた。これに對し國有化・斗争の目標は労働指導者の間には常に動搖し、常に現實的妥協が企圖されていた。政治的、經濟的斗争が經濟的斗争に轉化されたのも指導者の現實的妥協の故である。そして指導者の労働大衆に與えたものは議會斗争の道であつた。このために敢えて指導者は組合民主主義をすら犯したのである。かくして國有化問題は第二次大戰後に至るまでの長い議會斗争を行わねばならなかつた。國有化が労働者階級の長期に亙る忍耐と犠牲を強いたものは、一面國家權力と資本家階級の結合による労働政策、他面労働統一戦線の未熟である。そして労働統一戦線の未熟であつたのはかかる労働指導者の現實的妥協に基因することが指摘されなければならない。その現實的妥協とは資本と、國家、權力との妥協に他ならない。労働大衆と労働指導者の對立を内包しながらも指導者によつて導かれる經濟主義的議會主義的方向これが第一次大戰後の國有化斗争の示すところのものである。一般的危機の第一期——直接的行動が如何に挫折したか、その時の労働指導者の果たした役割を國有化斗争の過程に知り得るわけである。

以上の如き方針によつて行はれた國有化運動は、指導者が第一次大戰後の斗争敗北後、大衆に期待せしめた労働黨政權によつて期待通り結實した。まさに期待通り行はれたのである。大衆が堅持した國有化の原則の一つ——民主的管理は再び現實的妥協のために放棄せられた。一部ではあるが強い要求であつた無償沒收についても同一のことが云える。資本主義的社會化にすぎない。労働者階級の國有化理想實現のためにはこの原則の實現が必要である。階級斗争の歴史は尊ばねばならない。しかしこのためには労働指導者の質的更新、労働大衆の組織力の深化、眞の組合民主主義の確立に期待しなければならぬであらう。